明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕

○航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定（一）　二

〔規　則〕

○人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（人事院一―四―三二）　五

○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―九四）　六

○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（同九―二四―二一）　八

○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―三四）　九

○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―六三）　九

○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―五七）　一〇

○人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則（同九―五四―一一）　一二

○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一五一）　一八

○人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則（同九―八〇―七）　二〇

○人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則（同九―八九―七）　二三

○人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―九三―四）　二六

○人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を改正する人事院規則（同二三―〇―一）　二九

〔告　示〕

○航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務六三）　三〇

○航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定に関する書簡の交換に関する件（同六四）　三〇

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一）　三〇

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十二年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（同二）　三三

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同三）　三三

国家試験

令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三四

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三五

特殊法人等

国立大学法人東京医科歯科大学令和六事業年度財務諸表、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三三

会社その他

会社決算公告　三四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国及びクロアチア共和国がそれぞれ他方の締約国の指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであって、その概要は、次のとおりである。

1　協定に使用する用語の定義（第一条関係）
2　業務開設等の権利の相互許与（第二条関係）
3　業務開始のための手続及び条件（第三条関係）
4　指定航空企業等が享有する特権（第四条関係）
5　空港その他の施設の使用料に関する最恵国待遇等（第五条関係）
6　指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除等（第六条関係）
7　特定の場合における指定航空企業の特権の取消し、特権の行使の停止又は制限等（第七条関係）
8　両締約国の指定航空企業の業務運営に関する機会均等の原則（第八条関係）
9　一方の締約国の指定航空企業の業務運営に当たっての他方の締約国の指定航空企業の利益の考慮（第九条関係）
10　指定航空企業が提供する業務に係る輸送力を決定するに当たっての基本原則（第一〇条関係）
11　運賃に関する原則及び手続（第一一条関係）
12　一方の締約国の航空当局による自国の指定航空企業が運送する貨客に関する情報及び統計の他方の締約国の航空当局への提供（第一二条関係）
13　民間航空の保安のための措置（第一三条関係）
14　航空の安全を確保するための措置（第一四条関係）
15　協定の実施に関する航空当局間の協議（第一五条関係）
16　協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続（第一六条関係）
17　協定、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正（第一七条関係）
18　航空運送に関する一般的な多数国間条約が発効した場合の協定の改正（第一八条関係）
19　協定の終了（第一九条関係）
20　協定の登録（第二〇条関係）
21　協定の発効要件（第二一条関係）
22　両締約国の指定航空企業が運営することができる路線（附属書Ⅰ関係）
23　第七条１に規定する国（附属書Ⅱ関係）

をそれぞれ具体的に定めている。

条　約

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月五日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第一号

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定

日本国政府及びクロアチア共和国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択され、及び改正される附属書並びに同条約第九十四条の規定に基づいて行われる同条約の改正であって両締約国によって批准されているものを含む。）をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、クロアチア共和国にあっては海事運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e)　「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f)　「附属書Ⅰ」及び「附属書Ⅱ」とは、この協定の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ（第十七条の規定により改正されるものを含む。）をいう。

(g)　「特定路線」とは、附属書Ⅰに定める路線をいう。

(h)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(i)　「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。

2　附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含むものとする。

第二条

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従いその航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約国の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第四条

1　一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域において運輸以外の目的での着陸を行う特権

2　一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国の領域内における附属書Ⅰに定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

4　この条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が、次の地点間における飛行のため、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機による使用のために当該一方の締約国の領域内において供給される燃料に対し、無差別の原則に基づいて、租税その他これに類する課徴金を課することを妨げるものではない。

(a)　日本国の指定航空企業については、クロアチア共和国の領域内の地点間又はクロアチア共和国の領域内の一地点と他の構成国の領域内の一地点との間

(b)　クロアチア共和国の指定航空企業については、日本国の領域内の地点間

第七条

1　(a)　一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業が次のいずれかに該当する場合には、当該航空企業につき、第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

(i)　クロアチア共和国が指定した航空企業については、

(A)　当該航空企業がクロアチア共和国の領域内に設立されておらず、又は欧州連合の法令に従っていずれかの構成国が与える有効な運営免許を有していないこと。

(B)　航空事業者証明書の交付に責任を有する構成国が当該航空企業の効果的な規制上の管理を実施せず、若しくは維持しないこと又はその指定に際して関連する航空当局が明確に特定されていないこと。

(C)　当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅱに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと。

(D)　当該航空企業の主たる営業所が運営免許を受けた構成国の領域内に所在しないこと。

(E)　当該航空企業が航空業務に関する日本国と他の構成国との間の協定に基づいて運営許可を与えられており、かつ、当該航空企業がこの協定に基づき当該他の構成国内の一地点を含む路線において協定業務を運営することにより、当該日本国と他の構成国との間の協定の下での路線及び輸送力に対する制限を回避することとなる旨を、日本国が証明することができること。

(F)　当該航空企業がいずれかの構成国により交付された航空事業者証明書を保有し、かつ、日本国と当該構成国との間に航空業務に関する協定が存在しない場合において、当該構成国が日本国の航空企業による日本国と当該構成国との間の国際航空業務の運営に同意していないこと。

(ii)　日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。

(b)　日本国は、この1の規定に基づく権利を行使するに当たり、クロアチア共和国が指定した航空企業であって、その過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅱに掲げる国又はこれらの国の国民に属しているものの間で、その所有及び支配を理由とした差別を行ってはならない。もっとも、(a)(i)(E)及び(F)の規定に基づく権利の行使を妨げるものではない。

２　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が第四条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちにこれらの特権の行使を停止し、若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十三条6若しくは第十四条3の規定に従って必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から出発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）その他全ての関係要素を十分に考慮して、商業的考慮に基づいて合理的な水準に定める。

2　(a)　日本国の航空当局は、次のことを行う権利を有する。

(i)　特定路線上の日本国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃を認可し、又は認可しないこと。

(ii)　両締約国の指定航空企業に対し、日本国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、課する予定の運賃を自国の関係手続に従って提出するよう要求すること。ただし、その提出の期限は、当該運賃の適用の開始が予定されている日の三十日よりも前であってはならない。

(iii)　指定航空企業が確定された運賃を遵守することを自国の関係手続の適用を通じて確保すること。

(b)　クロアチア共和国の航空当局は、自国の関係手続に従い、無差別の原則に基づき、日本国の指定航空企業がクロアチア共和国の領域への又は当該領域からの運送について課する予定の運賃について、当該航空当局に対する届出を要求する権利を有する。この届出は、当該運賃の適用の開始が予定されている日の少なくとも三十日前に行うことが求められる。個々の事案において、届出は、三十日よりも短い期間内に行うことが認められる。

3　一方の締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業が課する予定の運賃又は課している運賃が1の規定に反すると信ずる場合には、他方の締約国の航空当局に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請を受領した後三十日以内に行う。両締約国は、問題の妥当な解決のために必要な情報の入手について協力する。両締約国の航空当局が合意に達した場合には、各締約国の航空当局は、自国の指定航空企業に対し、当該協議の結果を通知し、及び必要に応じて新たな運賃の提出を求める。合意に達しない場合には、第一段の運賃が課され、又は引き続き課されるものとする。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、当該一方の締約国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ向けて運送し、及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（当該指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で署名された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで署名された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで署名された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、千九百八十八年二月二十四日にモントリオールで署名された千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書及び両締約国が締結するその他の民間航空の安全に関する条約又は議定書に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互に全ての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動すべきである。各締約国は、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4　一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、自国の航空企業が当該他方の締約国により3の航空保安規定の遵守を要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置をとるべきである。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別な保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

6　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定から逸脱したと信ずるに足りる合理的な理由を有する場合には、当該他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から十五日以内に行う。協議の開始から十五日以内に満足する合意に達することができなかったことは、当該他方の締約国の指定航空企業に対して運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することができる。この条の規定の更なる違反を防止することが正当化される場合には、当該一方の締約国は、いつでも、暫定的に運営許可を与えず、取り消し、若しくは停止し、又はこれに条件を付することができる。

第十四条

1　一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対して協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、当該協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかったと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、当該一方の締約国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

3　航行の安全を確保するために必要である場合には、一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対する運営許可を直ちに停止し、又は変更することができる。

第十五条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

4　各締約国は、自国の仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。第三の仲裁人に係る費用その他全ての費用は、両締約国が折半して負担する。

第十七条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　改正が附属書Ⅰについてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書Ⅰについて合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

4　改正が附属書Ⅱについてのみ行われる場合には、当該改正は、それぞれの国内手続に従い、日本国政府とクロアチア共和国政府との間の外交上の公文の交換によって行うことができる。

第十八条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十九条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年七月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林　芳正

クロアチア共和国政府のために
G・グルリッチ・ラドマン

附属書Ⅰ

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a)　東京―クロアチア共和国内の地点
(b)　東京以外の日本国内の地点―中間の地点―クロアチア共和国内の地点―以遠の地点
(c)　日本国内の地点―中間の地点―クロアチア共和国内の地点―以遠の地点

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(c)において業務を行うことができる。

2　クロアチア共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a)　クロアチア共和国内の地点―東京
(b)　クロアチア共和国内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点
(c)　クロアチア共和国内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点

注　クロアチア共和国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の貨客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することなく、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、路線(c)において業務を行うことができる。

3　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

附属書Ⅱ

第七条1に規定する国は、次のとおりである。

アイスランド（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

リヒテンシュタイン公国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

ノルウェー王国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）

スイス連邦（航空運送に関する欧州共同体とスイス連邦との間の協定に基づく。）

外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CROATIA
FOR AIR SERVICES

The Government of Japan and the Government of the Republic of Croatia,

Desiring to conclude an agreement for the purposes of establishing and operating air services between and beyond their respective territories,

Being parties to the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December, 1944,

Have agreed as follows:

ARTICLE 1

1. For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:

(a) the term "Convention" means the Convention on International Civil Aviation opened for signature at Chicago on 7 December, 1944, including any Annexes adopted and amended under Article 90 of that Convention and any amendment made to the Convention under Article 94 thereof in so far as such amendments have been ratified by both Contracting Parties;

(b) the term "aeronautical authorities" means, in the case of Japan, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism and any person or body authorised to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Minister or similar functions, and, in the case of the Republic of Croatia, the Minister of the Sea, Transport and Infrastructure and any person or body authorised to perform any functions on civil aviation at present exercised by the said Minister or similar functions;

(c) the term “designated airline” means an airline which one Contracting Party has designated by written notification to the other Contracting Party for the operation of air services on the routes specified in such notification, and to which the appropriate operating permission has been given by that other Contracting Party, in accordance with the provisions of Article 3 of this Agreement;

(d) the term “territory” means a territory as defined in Article 2 of the Convention;

(e) the terms “air service”, “international air service”, “airline” and “stop for non-traffic purposes” have the meanings respectively assigned to them in Article 96 of the Convention;

(f) the terms “Annex I” and “Annex II” mean Annex I and Annex II to this Agreement or as amended in accordance with the provisions of Article 17 of this Agreement;

(g) the term “specified route” means any of the routes specified in Annex I;

(h) the term “agreed service” means any air service operated on the specified routes; and

(i) the term “Member State” means a Member State of the European Union.

2. Annex I and Annex II form an integral part of this Agreement, and all reference to the “Agreement” shall include reference to Annex I and Annex II except where otherwise provided.

ARTICLE 2

Each Contracting Party grants to the other Contracting Party the rights specified in this Agreement, particularly to enable its designated airlines to establish and operate the agreed services.

ARTICLE 3

1. The agreed services on any specified route may be inaugurated immediately or at a later date at the option of the Contracting Party to which the rights are granted under Article 2 of this Agreement, subject to the provisions of Article 11 of this Agreement, and not before:

(a) the Contracting Party to which the rights have been granted has designated an airline or airlines for that route; and

(b) the Contracting Party granting the rights has given the appropriate operating permission in accordance with its laws and regulations to the airline or airlines concerned; which it shall, subject to the provisions of paragraph 2 of this Article and of paragraph 1 of Article 7, be bound to grant without delay.

2. Each of the airlines designated by either Contracting Party may be required to satisfy the aeronautical authorities of the other Contracting Party that it is qualified to fulfil the conditions prescribed by the laws and regulations normally and reasonably applied by those authorities to the operation of international air services.

ARTICLE 4

1. The airlines of each Contracting Party shall enjoy the following privileges in respect of their international air services:

(a) to fly across the territory of the other Contracting Party without landing; and

(b) to make stops in the territory of the other Contracting Party for non-traffic purposes.

2. Subject to the provisions of this Agreement, the designated airlines of each Contracting Party shall enjoy, while operating an agreed service on a specified route, the privilege to make stops in the territory of the other Contracting Party at the points specified for that route in Annex I for the purposes of discharging and of taking on international traffic in passengers, cargo and mail separately or in combinations.

3. Nothing in paragraph 2 of this Article shall be deemed to confer on the airlines of one Contracting Party the privilege of taking on, in the territory of the other Contracting Party, passengers, cargo or mail carried for remuneration or hire and destined for another point in the territory of that other Contracting Party.

ARTICLE 5

The charges which either of the Contracting Parties may impose, or permit to be imposed, on the designated airlines of the other Contracting Party for the use of airports and other facilities under its control shall be just and reasonable and not higher than would be paid for the use of such airports and facilities by the airlines of the most favoured nation or by any airline of the former Contracting Party engaged in international air services.

ARTICLE 6

1. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores retained on board aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of either Contracting Party shall be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges in the territory of the other Contracting Party, even when they are consumed or used on the part of the journey performed over that territory.

2. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores taken on board aircraft of the designated airlines of either Contracting Party in the territory of the other Contracting Party and used in the agreed services shall, subject to the regulations of the latter Contracting Party, be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges.

3. Fuel, lubricating oils, spare parts, regular equipment and aircraft stores introduced for the account of the designated airlines of either Contracting Party and stored in the territory of the other Contracting Party under customs supervisions for the purpose of supplying aircraft of those designated airlines, shall, subject to the regulations of the latter Contracting Party, be exempt from customs duties, excise taxes, inspection fees and other similar duties, taxes or charges.

4. Nothing in this Article shall prevent either Contracting Party from imposing, on a non-discriminatory basis, taxes or other similar charges on fuel supplied in its territory for use by aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of the other Contracting Party for the journey performed:

(a) in the case of the designated airlines of Japan, between points in the territory of the Republic of Croatia or between a point in the territory of the Republic of Croatia and a point in the territory of another Member State; and

(b) in the case of the designated airlines of the Republic of Croatia, between points in the territory of Japan.

ARTICLE 7

1. (a) Each Contracting Party reserves the right to withhold or revoke the privileges specified in paragraphs 1 and 2 of Article 4 of this Agreement in respect of an airline designated by the other Contracting Party, or to impose such conditions as it may deem necessary on the exercise by the airline of those privileges, in any case where one of the following conditions is satisfied:

(i) in the case of an airline designated by the Republic of Croatia:

(A) the airline is not established in the territory of the Republic of Croatia or does not have a valid operating licence issued by a Member State in accordance with the law of the European Union;

(B) effective regulatory control of the airline is not exercised or not maintained by the Member State responsible for issuing its air operator’s certificate, or the relevant aeronautical authority is not clearly identified in the designation;

(C) majority ownership and effective control of the airline are not vested in Member States or States listed in Annex II, or in nationals of such States;

(D) the airline does not have its principal place of business in the territory of the Member State from which it has received its operating licence;

(E) the airline has been given operating permission under an agreement between Japan and another Member State for air services, and Japan can demonstrate that it would be circumventing restrictions on routes and capacity under that agreement by operating agreed services under this Agreement on a route which includes a point in that other Member State; or

(F) the airline holds an air operator's certificate issued by a Member State and there is no agreement between Japan and that Member State for air services and that Member State has not consented to the operation of international air services by an airline of Japan between Japan and that Member State; and

(ii) in the case of an airline designated by Japan, substantial ownership and effective control of the airline are not vested in Japan or in nationals of Japan.

(b) In exercising its right under this paragraph, and without prejudice to its rights under subparagraphs (a)(i)(E) and (F) of this paragraph, Japan shall not discriminate between airlines designated by the Republic of Croatia, of which majority ownership and effective control are vested in Member States or States listed in Annex II, or in nationals of such States, on the basis of their ownership and control.

2. Each Contracting Party reserves the right to suspend the exercise by a designated airline of the other Contracting Party of the privileges referred to in paragraphs 1 and 2 of Article 4, or to impose such conditions as it may deem necessary on the exercise by the airline of those privileges, in any case where such airline fails to comply with the laws and regulations of the Contracting Party granting those privileges or otherwise fails to operate in accordance with the conditions prescribed in this Agreement; provided that, unless immediate suspension or imposition of conditions is essential to prevent further infringements of such laws and regulations, or unless immediate action is required for reasons of aviation security or of the safety of air navigation in accordance with the provisions of paragraph 6 of Article 13 or paragraph 3 of Article 14 of this Agreement respectively, this right shall be exercised only after consultations with the other Contracting Party.

ARTICLE 8

There shall be fair and equal opportunity for the designated airlines of both Contracting Parties to operate the agreed services on the specified routes between their respective territories.

ARTICLE 9

In the operation by the designated airlines of either Contracting Party of the agreed services, the interests of the designated airlines of the other Contracting Party shall be taken into consideration so as not to affect unduly the services which the latter provide on all or part of the same routes.

ARTICLE 10

1. The agreed services provided by the designated airlines of the Contracting Parties shall bear a close relationship to the requirements of the public for such services.

2. The agreed services provided by a designated airline shall retain as their primary objective the provision at a reasonable load factor of capacity adequate to current and reasonably anticipated requirements for the carriage of passengers, cargo and mail originating from or destined for the territory of the Contracting Party which has designated the airline. Provision for the carriage of passengers, cargo and mail both taken on and discharged at points on the specified routes in the territories of States other than that designating the airline shall be made in accordance with the general principles that capacity shall be related to:

(a) traffic requirements to and from the territory of the Contracting Party which has designated the airline;

(b) the requirements of through airline operation; and

(c) traffic requirements of the area through which the airline passes, after taking account of local and regional services.

3. Capacity to be provided by the designated airlines of the Contracting Parties in respect of the agreed services shall be agreed through consultations between the aeronautical authorities of both Contracting Parties in accordance with the principles laid down in Articles 8, 9, and paragraphs 1 and 2 of this Article.

ARTICLE 11

1. The tariffs on any agreed service shall be established at reasonable levels based upon commercial considerations, due regard being paid to all relevant factors including cost of operation, reasonable profit and characteristics of services (such as standards of speed and accommodation).

2. (a) The aeronautical authorities of Japan shall have the right:

(i) to approve or disapprove tariffs for one-way or round-trip carriage on the specified routes originating in the territory of Japan;

(ii) to require the designated airlines of the Contracting Parties to submit tariffs proposed to be charged for approval for carriage to or from the territory of Japan in accordance with its applicable procedures, provided that such submission shall not be required to be made more than thirty (30) days before the proposed date of introduction of the tariffs; and

(iii) to ensure, in accordance with its applicable procedures, that the designated airlines conform to the tariffs fixed.

(b) The aeronautical authorities of the Republic of Croatia shall have the right to require, in accordance with its applicable procedures, on a non-discriminatory basis, notification to or filing with them of tariffs proposed to be charged by the designated airlines of Japan for carriage to or from the territory of the Republic of Croatia. Such notification or filing may be required to be made at least thirty (30) days before the proposed date of introduction of the tariffs. In individual cases, notification or filing may be permitted to be made within a period shorter than thirty (30) days.

3. The aeronautical authorities of either Contracting Party may request consultations with the aeronautical authorities of the other Contracting Party if they believe that any tariff proposed to be charged or charged by designated airlines of the Contracting Parties is inconsistent with the provisions in paragraph 1 of this Article. Such consultations shall be held not later than thirty (30) days after receipt of the request. The Contracting Parties shall cooperate in securing information necessary for reasonable resolution of the issue. If the aeronautical authorities of the Contracting Parties reach agreement, the aeronautical authorities of each Contracting Party shall inform its designated airlines of the results and, as necessary, request them to submit revised tariffs. If no agreement is reached, those tariffs shall be charged or continue to be charged.

ARTICLE 12

The aeronautical authorities of either Contracting Party shall supply to the aeronautical authorities of the other Contracting Party, upon request, such information and statistics relating to traffic carried on the agreed services by the designated airlines of the former Contracting Party to and from the territory of the other Contracting Party as may normally be prepared and submitted by the designated airlines to their national aeronautical authorities for publication. Any additional statistical traffic data which the aeronautical authorities of one Contracting Party may desire from the aeronautical authorities of the other Contracting Party shall, upon request, be a subject of mutual discussion between the aeronautical authorities of the two Contracting Parties.

ARTICLE 13

1. Consistent with their rights and obligations under international law, the Contracting Parties reaffirm that their obligation to each other to protect the security of civil aviation against acts of unlawful interference forms an integral part of this Agreement. Without prejudice to their rights and obligations under international law, the Contracting Parties shall in particular act in conformity with the provisions of the Convention on Offences and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft, signed at Tokyo on 14 September, 1963, the Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft, signed at The Hague on 16 December, 1970, the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, signed at Montreal on 23 September, 1971, the Protocol for the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, Supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation, Done at Montreal on 23 September, 1971, signed at Montreal on 24 February, 1988 and any other convention or protocol on the security of civil aviation to which both Contracting Parties become parties.

2. The Contracting Parties shall provide, upon request, all necessary assistance in accordance with their respective laws and regulations to each other to prevent acts of unlawful seizure of civil aircraft and other unlawful acts against the safety of such aircraft, their passengers and crew, airports and air navigation facilities, and any other threat to the security of civil aviation.

3. The Contracting Parties should, in their mutual relations, act in conformity with the aviation security provisions established by the International Civil Aviation Organization and designated as Annexes to the Convention to the extent that such security provisions are applicable to the Contracting Parties. Each Contracting Party should require that its airlines and the operators of airports in its territory act in conformity with such aviation security provisions.

4. Each Contracting Party agrees that its airlines may be required to observe the aviation security provisions referred to in paragraph 3 above required by the other Contracting Party for entry into, departure from, or while within, the territory of that other Contracting Party. Each Contracting Party should take appropriate measures within its territory to protect the aircraft and to inspect passengers, crew, carry-on items, baggage, cargo and aircraft stores prior to and during boarding or loading. Each Contracting Party shall also give sympathetic consideration to any request from the other Contracting Party for reasonable special security measures to meet a particular threat.

5. When an incident or threat of an incident of unlawful seizure of civil aircraft or other unlawful acts against the safety of such aircraft, their passengers and crew, airports or air navigation facilities occurs, the Contracting Parties shall assist each other by facilitating communications and other appropriate measures intended to terminate rapidly and safely such incident or threat thereof.

6. When a Contracting Party has reasonable grounds to believe that the other Contracting Party has departed from the provisions of this Article, the former Contracting Party may request consultations with the latter Contracting Party. Such consultations shall take place within fifteen (15) days from the date of receipt of the request. Failure to reach a satisfactory agreement within fifteen (15) days from the initiation of consultations shall constitute grounds for withholding, revoking, suspending or imposing conditions on the operating permission of the designated airlines of the latter Contracting Party. When justified by an emergency to protect aviation security, or to prevent further non-compliance with the provisions of this Article, the former Contracting Party may provisionally withhold, revoke, suspend or impose conditions on the operating permission at any time.

ARTICLE 14

1. If a Contracting Party finds that the regulations or practices on aviation safety maintained by the other Contracting Party in areas relating to aeronautical facilities, flight crew, aircraft and the operations of aircraft are not likely to conform to the international standards designated as Annexes to the Convention (hereinafter referred to as "the International Standards"), the former Contracting Party may request consultations with the latter Contracting Party. Such consultations shall take place within a period of thirty (30) days from the date of receipt of that request. If, following such consultations, the latter Contracting Party confirms that its regulations or practices on aviation safety do not conform to the International Standards, it shall take steps considered necessary to conform its regulations or practices to the International Standards. The former Contracting Party may advise the Secretary General of the International Civil Aviation Organization, if the former Contracting Party finds that the latter Contracting Party fails to take steps considered necessary to conform its regulations or practices to the International Standards within a reasonable period.

2. The competent authorities of each Contracting Party may search aircraft engaged in the agreed services operated by the designated airlines of the other Contracting Party, in the territory of the first-mentioned Contracting Party except during flight, and without causing the operation of the aircraft unreasonable delay, to verify the validity of the relevant aircraft documentation, the licensing of its crew, and that the aircraft equipment and condition of aircraft conform to the International Standards.

3. When it is essential to ensure the safety of air navigation, each Contracting Party may immediately suspend or vary the operating permission of the designated airlines of the other Contracting Party.

ARTICLE 15

It is the intention of both Contracting Parties that there should be regular and frequent consultations between the aeronautical authorities of the Contracting Parties to ensure close collaboration in all matters affecting the fulfilment of this Agreement.

ARTICLE 16

1. If any dispute arises between the Contracting Parties relating to the interpretation or application of this Agreement, the Contracting Parties shall in the first place endeavour to settle it by negotiation between themselves.

2. If the Contracting Parties fail to reach a settlement by negotiation, the dispute may, at the request of either Contracting Party, be submitted for decision to a tribunal of three arbitrators, one to be named by each Contracting Party and the third to be agreed upon by the two arbitrators so chosen, provided that such third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party. Such third arbitrator shall act as the President of the tribunal. Each of the Contracting Parties shall designate an arbitrator within a period of sixty (60) days from the date of receipt by either Contracting Party from the other Contracting Party of a diplomatic note requesting arbitration of the dispute and the third arbitrator shall be agreed upon within a further period of sixty (60) days. If either of the Contracting Parties fails to designate its own arbitrator within the period of sixty (60) days or if the third arbitrator is not agreed upon within the period indicated, the President of the Council of the International Civil Aviation Organization may be requested by either Contracting Party to appoint an arbitrator or arbitrators.

3. The Contracting Parties undertake to comply with any decision of the tribunal referred to in paragraph 2 of this Article.

4. Each Contracting Party shall bear the expenses of its own arbitrator and its representation in the arbitral proceedings. The expenses of the third arbitrator and any other expenses shall be borne equally by both Contracting Parties.

ARTICLE 17

1. Either Contracting Party may at any time request consultations with the other Contracting Party for the purpose of amending this Agreement. Such consultations shall begin within a period of sixty (60) days from the date of receipt of such request.

2. If the amendment relates to the provisions of this Agreement other than those of Annex I and Annex II, the amendment shall be approved by each Contracting Party in accordance with its constitutional procedures and shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.

3. If the amendment relates only to Annex I, the consultations shall be between the aeronautical authorities of both Contracting Parties. When these authorities agree on a new or revised Annex I, the agreed amendments on the matter shall enter into force after they have been confirmed by exchange of diplomatic notes.

4. If the amendment relates only to Annex II, the amendment may be made by means of an exchange of diplomatic notes between the Government of Japan and the Government of the Republic of Croatia, in conformity with their applicable domestic procedures.

ARTICLE 18

If a general multilateral convention concerning air transport comes into force in respect of both Contracting Parties, this Agreement shall be amended so as to conform with the provisions of such convention.

ARTICLE 19

Either of the Contracting Parties may at any time notify the other of its intention to terminate this Agreement. A copy of the notice shall be sent simultaneously to the International Civil Aviation Organization. If such notice is given, this Agreement shall terminate one year after the date of receipt by the latter Contracting Party of the notice, unless by agreement between the Contracting Parties the notice under reference is withdrawn before the expiration of that period. If the other Contracting Party fails to acknowledge receipt, the notice shall be deemed to have been received fourteen (14) days after the date of receipt by the International Civil Aviation Organization of its copy.

ARTICLE 20

This Agreement and any amendment thereto shall be registered with the International Civil Aviation Organization.

ARTICLE 21

This Agreement shall be approved by each Contracting Party in accordance with its constitutional procedures and shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate, in the English language, at Tokyo, this twenty-first day of July, 2023.

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:	FOR THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CROATIA:
Y. Hayashi	G. Grlić Radman

ANNEX I

1. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of Japan:

(a) Tokyo – points in the Republic of Croatia.

(b) Points in Japan other than Tokyo – intermediate points – points in the Republic of Croatia – points beyond.

(c) Points in Japan – intermediate points – points in the Republic of Croatia – points beyond.

Note: Route (c) may be served by the designated airline or airlines of Japan only for code sharing services as a marketing airline or airlines without exercising fifth freedom traffic rights, except for its or their own stopover traffic.

2. Routes to be operated in both directions by the designated airline or airlines of the Republic of Croatia:

(a) Points in the Republic of Croatia – Tokyo.

(b) Points in the Republic of Croatia – intermediate points – points in Japan other than Tokyo – points beyond.

(c) Points in the Republic of Croatia – intermediate points – points in Japan – points beyond.

Note: Route (c) may be served by the designated airline or airlines of the Republic of Croatia only for code sharing services as a marketing airline or airlines without exercising fifth freedom traffic rights, except for its or their own stopover traffic.

3. The agreed services provided by the designated airline or airlines of either Contracting Party shall begin at a point in the territory of that Contracting Party, but other points on the specified route may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights.

ANNEX II

States referred to in paragraph 1 of Article 7 of this Agreement are as follows:

- Iceland (under the Agreement on the European Economic Area);
- the Principality of Liechtenstein (under the Agreement on the European Economic Area);
- the Kingdom of Norway (under the Agreement on the European Economic Area); and
- the Swiss Confederation (under the Agreement between the European Community and the Swiss Confederation on Air Transport).

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―四―三二

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～116　（略）	1～116　（略）
117　次に掲げる規則は、廃止する。	（新設）
規則九―一三七	
規則九―一五二	
（令和七年四月一日施行）	

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九四

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　（略） 一～四　（略） 五　採用試験　規則八―一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験（規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験（第十一条第三項において「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。 六～十七　（略） （新たに職員となつた者の職務の級） **第十一条**　（略） ２　（略） ３　経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者その他人事院の定める職員（以下「経験者試験等採用者」という。）の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。 ４・５　（略）	（定義） **第二条**　（略） 一～四　（略） 五　採用試験　規則八―一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験（規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。 六～十七　（略） （新たに職員となつた者の職務の級） **第十一条**　（略） ２　（略） ３　経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。 ４・５　（略）

（新たに職員となつた者の号俸）

第十二条　新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　（略）

二　経験者試験等採用者　各庁の長が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

三　（略）

四　初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員（経験者試験等採用者を除く。）　その者の属する職務の級の最低の号俸

２　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員（経験者試験等採用者を除く。）の号俸については、前項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第十三条　初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者試験等採用者には適用しない。

２～４　（略）

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第十四条　新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもつて、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

（新たに職員となつた者の号俸）

第十二条　新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　（略）

二　前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）　各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

三　（略）

四　初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員（第二号に掲げる職員を除く。）　その者の属する職務の級の最低の号俸

２　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員（前項第二号に掲げる職員を除く。）の号俸については、同項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第十三条　初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない。

２～４　（略）

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第十四条　新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもつて、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

（略）	（略）	（略）	（略）
高校二卒		十一	
（略）			

2　（略）

（経験年数を有する者の号俸）

第十五条　新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第二号又は第四号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表㈠七級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数（行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの又は第三十八条の二各号に掲げる職員にあつては、別表第七の四ロに定める行政職俸給表㈠八級以上職員等昇給号俸数表のC欄に掲げる号俸数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

一～四　（略）

2　（略）

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　経験者試験等採用者を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの第十一条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

第三十六条　削除

（略）	（略）	（略）	（略）
高校二卒		十一	
	中学卒	九	
（略）			

2　（略）

（経験年数を有する者の号俸）

第十五条　新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第二号又は第四号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表㈠等職員昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

一～四　（略）

2　（略）

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　第十一条第三項の規定により職務の級を決定された職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

（行政職俸給表㈠の七級以上の職員に相当する職員）

第三十六条　給与法第八条第七項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

三　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

四　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

五　海事職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

（行政職俸給表㈠の八級以上の職員に相当する職員）

第三十八条の二　給与法第八条第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
三　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの
四　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
五　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
六　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
七　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

第四十二条　規則一一―一〇（職員の降給）第五条又は第六条第二項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　次号に掲げる職員以外の職員　降号した日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸）
二　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び第三十八条の二各号に掲げる職員　降号した日の前日に受けていた号俸より一号俸下位の号俸

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒		1級1号俸
労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで	
労務職員（乙）		1級1号俸から1級13号俸まで	

備考

1～3　（略）

4　職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

六　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
七　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
八　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
九　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
十　医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
十一　福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

（新設）

第四十二条　規則一一―一〇（職員の降給）第五条又は第六条第二項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号した日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸）とする。

（新設）

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒		1級17号俸
	中学卒		1級9号俸
労務職員（甲）		1級17号俸から1級49号俸まで	
労務職員（乙）		1級1号俸から1級29号俸まで	

備考

1～3　（略）

4　職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	１級37号俸から１級57号俸まで
	20年以上	１級61号俸から１級65号俸まで
労務職員（乙）	８年以上14年未満	１級17号俸から１級29号俸まで
	14年以上	１級33号俸から１級41号俸まで

注　（略）

5　職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「１級１号俸から１級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（乙）	９年以上18年未満	１級21号俸から１級41号俸まで
	18年以上	１級45号俸から１級53号俸まで

注　（略）

6　第１項第１号の⑵から⑺までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を１級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

７・８　（略）

ハ～ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

職　種	学歴免許等	初　任　給
大型船舶の船員 中型船舶の船員	高　校　卒	１級５号俸
小型船舶の船員	高　校　卒	１級１号俸

備考　（略）

リ～ヨ　（略）

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	１級53号俸から１級73号俸まで
	20年以上	１級77号俸から１級81号俸まで
労務職員（乙）	８年以上14年未満	１級33号俸から１級45号俸まで
	14年以上	１級49号俸から１級57号俸まで

注　（略）

5　職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「１級１号俸から１級33号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　種	経験年数	初　任　給
労務職員（乙）	９年以上18年未満	１級37号俸から１級57号俸まで
	18年以上	１級61号俸から１級69号俸まで

注　（略）

6　第１項第１号の⑵から⑺までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を１級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級17号俸から１級29号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

７・８　（略）

ハ～ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

職　種	学歴免許等	初　任　給
大型船舶の船員 中型船舶の船員	高　校　卒	１級17号俸
	中　学　卒	１級５号俸
小型船舶の船員	高　校　卒	１級13号俸
	中　学　卒	１級１号俸

備考　（略）

リ～ヨ　（略）

別表第四　経験年数換算表（第十五条の二関係）

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$以下
（略）		（略）
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$以下
	（略）	（略）

（削る）

別表第四　経験年数換算表（第十五条の二関係）

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、$\frac{100}{100}$以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$以下
（略）		（略）
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、$\frac{80}{100}$以下）
	（略）	（略）

備考

1　経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を$\frac{80}{100}$以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、$\frac{100}{100}$以下）とする。

別表第五　経験年数調整表（第十五条の二関係）

学歴区分（甲）	学歴免許等の区分		
	基準学歴区分		（略）
	（略）	高校卒	（略）
博士課程修了	（略）	＋　９年	（略）
修士課程修了	（略）	＋　６年	（略）
専門職学位課程修了	（略）	＋　６年	（略）
大学６卒	（略）	＋　６年	（略）
大学専攻科卒	（略）	＋　５年	（略）
大学４卒	（略）	＋　４年	（略）
短大３卒	（略）	＋　３年	（略）
短大２卒	（略）	＋　２年	（略）
短大１卒	（略）	＋　１年	（略）
高校専攻科卒	（略）	＋　１年	（略）
高校３卒	（略）		（略）
高校２卒	（略）	－　１年	（略）
中学卒	（略）	－　３年	（略）

備考　（略）

別表第六　在級期間表（第二十条関係）

イ　行政職俸給表㈠在級期間表

（略）

備考

１　総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となつた者及び経験者試験等採用者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「３」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、一般職（高卒）又は専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「８」と、選考採用者にあつては「９」とする。

２～８　（略）

２　経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事院が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事院が別に定める。

別表第五　経験年数調整表（第十五条の二関係）

学歴区分（甲）	学歴免許等の区分			
	基準学歴区分			（略）
	（略）	高校卒	中学卒	（略）
博士課程修了	（略）	＋　９年	＋　９年	（略）
修士課程修了	（略）	＋　６年	＋　６年	（略）
専門職学位課程修了	（略）	＋　６年	＋　６年	（略）
大学６卒	（略）	＋　６年	＋　６年	（略）
大学専攻科卒	（略）	＋　５年	＋　５年	（略）
大学４卒	（略）	＋　４年	＋　４年	（略）
短大３卒	（略）	＋　３年	＋　３年	（略）
短大２卒	（略）	＋　２年	＋　２年	（略）
短大１卒	（略）	＋　１年	＋　１年	（略）
高校専攻科卒	（略）	＋　１年	＋　１年	（略）
高校３卒	（略）			（略）
高校２卒	（略）	－　１年	－　１年	（略）
中学卒	（略）	－　３年	－　３年	（略）

備考　（略）

別表第六　在級期間表（第二十条関係）

イ　行政職俸給表㈠在級期間表

（略）

備考

１　総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「３」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、一般職（高卒）又は専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「８」と、選考採用者にあつては「９」とする。

２～８　（略）

ロ　行政職俸給表㈡在級期間表

職　種	職　務　の　級	
	２級	（略）
技　能　職　員	6	（略）
（略）	（略）	（略）

備考

１　（略）

２　職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者（別表第２の行政職俸給表㈡初任給基準表の備考第２項に規定する者を除く。）に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「6」とあるのは、「9」とする。

ハ～タ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡在級期間表

職　種	職　務　の　級	
	２級	（略）
技　能　職　員	9	（略）
（略）	（略）	（略）

備考

１　（略）

２　職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、別表第２の行政職俸給表㈡初任給基準表の備考第２項に規定する者又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「9」とあるのは、「6」とする。

ハ～タ　（略）

別表第七から別表第七の四までを次のように改める。

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ　行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇　格　後　の　号　俸								
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		

34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						

93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

ロ　行政職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1

22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28

81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

ハ　専門行政職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	1	1		
11	1	1	1	1	1		
12	1	1	1	1	1		
13	1	1	1	1	2		
14	1	1	1	1	2		
15	1	1	1	1	2		
16	1	1	1	1	2		
17	1	1	1	1	2		
18	1	1	2	2	3		
19	1	1	3	3	3		
20	1	1	4	4	3		
21	1	1	5	5	3		
22	1	2	6	5	4		
23	1	3	7	6	4		
24	1	4	8	6	4		
25	1	5	9	7	4		
26	1	6	10	7	4		
27	1	7	11	8	4		
28	1	8	12	8	4		
29	1	9	13	9	5		
30	1	10	14	9	5		
31	1	11	15	10	5		
32	1	12	16	10	5		
33	1	13	17	11	5		
34	1	14	18	11	5		
35	1	15	19	12	5		
36	1	16	20	12	5		
37	1	17	21	13	5		
38	2	18	22	13	5		
39	3	19	23	13	5		
40	4	20	24	13	5		
41	5	21	25	14	5		
42	6	21	26	14	5		
43	7	22	27	14	5		
44	8	22	28	14	5		
45	9	23	29	15	5		
46	10	23	29	15			
47	11	24	29	15			
48	12	24	30	15			
49	13	25	30	15			
50	13	25	30	15			
51	14	26	31	15			
52	14	26	31	15			
53	15	27	31	15			
54	15	27	32	15			
55	16	28	32	15			
56	16	28	32	16			

57	17	29	33	16			
58	18	29	33	16			
59	19	29	34	16			
60	20	30	34	16			
61	21	30	35	16			
62	21	30	35	16			
63	22	30	36	16			
64	22	30	36	16			
65	23	31	36	16			
66	23	31	36				
67	24	31	36				
68	24	31	36				
69	25	31	36				
70	25	32	36				
71	26	32	36				
72	26	32	36				
73	27	32	36				
74	27	32	36				
75	28	33	36				
76	28	33	36				
77	29	33	36				
78	29		36				
79	29		36				
80	30		36				
81	30		36				
82	30						
83	31						
84	31						
85	31						
86	32						
87	32						
88	32						
89	33						
90	33						
91	34						
92	34						
93	35						

二　税務職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	1		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		

21	1	1	1	13	9	5	4		
22	1	2	2	14	10	6	4		
23	1	3	3	15	11	7	4		
24	1	4	4	16	12	8	4		
25	1	5	5	17	13	9	4		
26	1	6	6	18	14	10	4		
27	1	7	7	19	15	11	4		
28	1	8	8	20	16	12	5		
29	1	9	9	21	17	13	5		
30	2	10	10	22	18	14	5		
31	3	11	11	23	19	15	5		
32	4	12	12	24	20	16	5		
33	5	13	13	25	21	17	5		
34	6	14	14	26	22	18	5		
35	7	15	15	27	23	19	5		
36	8	16	16	28	24	20	5		
37	9	17	17	29	25	21	5		
38	10	18	18	30	26	22	5		
39	11	19	19	31	27	23	5		
40	12	20	20	32	28	24	5		
41	13	21	21	33	29	25	5		
42	13	21	22	34	30	25	5		
43	13	22	23	35	31	26	5		
44	13	22	24	36	32	26	5		
45	14	23	25	37	33	27	5		
46	14	23	25	38	34	27			
47	14	24	26	39	35	28			
48	14	24	26	40	36	28			

49	15	24	27	41	37	28			
50	15	24	27	42	37	28			
51	15	24	28	43	37	28			
52	15	25	28	44	38	28			
53	16	25	29	45	38	28			
54	16	25	30	46	38	28			
55	16	25	31	47	39	28			
56	16	25	32	48	39	28			
57	17	26	33	49	39	29			
58	17	26	33	50	40	29			
59	17	26	33	51	40	29			
60	17	26	34	52	40	29			
61	17	26	34	53	40	29			
62	18	27	34	54	40	29			
63	18	27	35	55	40	29			
64	18	27	35	56	40	29			
65	18	27	35	57	40	29			
66	18		35	58	40	29			
67	19		36	59	40	29			
68	19		36	60	41	30			
69	19		36	60	41	30			
70	19		36	60	41	30			
71	19		37	61	41	31			
72	20		37	62	41	31			
73	20		37	63	41	31			
74			37	64	41				
75			38	65	41				
76			38	66	41				

77			38	67	41				
78			38	68	41				
79			39	69	41				
80			39	70	42				
81			39	71	42				
82				72	42				
83				73	43				
84				74	43				
85				75	43				

ホ　公安職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸									
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級	11級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	2	1	1	1	2	1	1	1		
11	3	1	1	1	3	1	1	1		
12	4	1	1	1	4	1	1	1		
13	5	1	1	1	5	1	1	1		
14	6	2	1	1	6	2	1	2		
15	7	3	1	1	7	3	1	2		
16	8	4	1	1	8	4	1	2		
17	9	5	1	1	9	5	1	2		
18	10	6	1	1	10	6	2	3		
19	11	7	1	1	11	7	3	3		
20	12	8	1	1	12	8	4	3		
21	13	9	1	1	13	9	5	4		
22	14	10	2	1	14	10	6	4		
23	15	11	3	1	15	11	7	4		
24	16	12	4	1	16	12	8	4		
25	17	13	5	1	17	13	9	4		
26	18	14	6	1	18	14	10	4		
27	19	15	7	1	19	15	11	4		
28	20	16	8	1	20	16	12	5		
29	21	17	9	1	21	17	13	5		
30	22	18	10	2	22	18	14	5		
31	23	19	11	3	23	19	15	5		
32	24	20	12	4	24	20	16	5		
33	25	21	13	5	25	21	17	5		
34	26	22	14	6	26	22	18	5		
35	27	23	15	7	27	23	19	5		
36	28	24	16	8	28	24	20	5		
37	29	25	17	9	29	25	21	5		
38	30	26	18	10	30	26	22	5		
39	31	27	19	11	31	27	23	5		
40	32	28	20	12	32	28	24	5		
41	33	29	21	13	33	29	25	5		
42	34	30	22	14	34	30	25	5		
43	35	31	23	15	35	31	26	5		
44	36	32	24	16	36	32	26	5		
45	37	33	25	17	37	33	27	5		
46	38	34	26	18	38	34	27			
47	39	35	27	19	39	35	28			

48	40	36	28	20	40	36	28			
49	41	37	29	21	41	37	28			
50	42	38	30	22	42	37	28			
51	43	39	31	23	43	37	28			
52	44	40	32	24	44	38	28			
53	45	41	33	25	45	38	28			
54	46	42	34	26	46	38	28			
55	47	43	35	27	47	39	28			
56	48	44	36	28	48	39	28			
57	49	45	37	29	49	39	29			
58	50	46	38	30	50	40	29			
59	51	47	39	31	51	40	29			
60	52	48	40	32	52	40	29			
61	53	49	41	33	53	40	29			
62	54	50	42	34	54	40	29			
63	55	51	43	35	55	40	29			
64	56	52	44	36	56	40	29			
65	57	53	45	37	57	40	29			
66	58	54	46	37	58	40	29			
67	59	55	47	38	59	40	29			
68	60	56	48	38	60	41	30			
69	61	57	49	39	60	41	30			
70	62	58	49	39	60	41	30			
71	63	59	50	40	61	41	31			
72	64	60	50	40	62	41	31			
73	65	61	51	41	63	41	31			
74	66	62	51	42	64	41				
75	67	63	52	43	65	41				
76	68	64	52	44	66	41				

77	69	65	53	45	67	41				
78	69	66	54	46	68	41				
79	70	67	55	47	69	41				
80	70	68	56	48	70	42				
81	71	69	57	49	71	42				
82	71	70	58	49	72	42				
83	72	71	59	50	73	43				
84	72	72	60	50	74	43				
85	73	73	61	51	75	43				
86	74	74	62	51						
87	75	75	63	52						
88	76	76	64	52						
89	77	77	65	53						
90	78	78	66	53						
91	79	79	67	53						
92	80	80	68	54						
93	81	81	69	54						
94	82	82	70	54						
95	83	83	71	55						
96	84	84	72	55						
97	85	85	73	55						
98	86	86	74	56						
99	87	87	75	56						
100	88	88	76	56						
101	89	89	77	57						
102	90	89	78	58						
103	91	90	79	59						
104	92	90	80	60						
105	93	91	81	60						

106	93	91	82	60						
107	93	92	83	60						
108	94	92	84	60						
109	94	93	85	60						
110	94	94	85	60						
111	95	95	86	60						
112	95	96	86	60						
113	95	97	87	61						
114	96	98	87	61						
115	96	99	88	61						
116	96	100	88	61						
117	97	101	89	61						
118	97	101	89	61						
119	98	101	90	61						
120	98	102	90	61						
121	99	102	91	61						
122	99	102	91							
123	100	103	92							
124	100	103	92							
125	101	103	92							
126		104	92							
127		104	92							
128		104	92							
129		105	92							
130		105	92							
131		105	92							
132		106	92							
133		106	93							
134		106	93							
135		107	93							
136		107	93							
137		107	93							
138		108	94							
139		108	95							
140		108	96							
141		109	96							
142		109								
143		110								
144		110								
145		111								

ヘ　公安職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	1		

14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	4		
22	1	2	2	14	10	6	4		
23	1	3	3	15	11	7	4		
24	1	4	4	16	12	8	4		
25	1	5	5	17	13	9	4		
26	1	6	6	18	14	10	4		
27	1	7	7	19	15	11	4		
28	1	8	8	20	16	12	5		
29	1	9	9	21	17	13	5		
30	2	10	10	22	18	14	5		
31	3	11	11	23	19	15	5		
32	4	12	12	24	20	16	5		
33	5	13	13	25	21	17	5		
34	6	14	14	26	22	18	5		
35	7	15	15	27	23	19	5		
36	8	16	16	28	24	20	5		
37	9	17	17	29	25	21	5		
38	10	18	18	30	26	22	5		
39	11	19	19	31	27	23	5		
40	12	20	20	32	28	24	5		
41	13	21	21	33	29	25	5		
42	13	22	22	34	30	25	5		

43	14	23	23	35	31	26	5		
44	14	24	24	36	32	26	5		
45	15	25	25	37	33	27	5		
46	15	25	26	38	34	27			
47	16	26	27	39	35	28			
48	16	26	28	40	36	28			
49	17	27	29	41	37	28			
50	17	27	30	42	37	28			
51	18	28	31	43	37	28			
52	18	28	32	44	38	28			
53	19	29	33	45	38	28			
54	19	30	33	46	38	28			
55	20	31	34	47	39	28			
56	20	32	34	48	39	28			
57	21	33	35	49	39	29			
58	22	33	35	50	40	29			
59	23	34	36	51	40	29			
60	24	34	36	52	40	29			
61	25	35	37	53	40	29			
62	25	35	37	54	40	29			
63	26	36	38	55	40	29			
64	26	36	38	56	40	29			
65	27	37	39	57	40	29			
66	27	38	39	58	40	29			
67	28	39	40	59	40	29			
68	28	40	40	60	41	30			
69	29	41	41	60	41	30			
70	30	41	41	60	41	30			
71	31	41	41	61	41	31			

72	32	41	41	62	41	31			
73	33	42	42	63	41	31			
74	33	42	42	64	41				
75	34	42	42	65	41				
76	34	42	42	66	41				
77	35	43	43	67	41				
78	35	43	43	68	41				
79	36	43	43	69	41				
80	36	43	43	70	42				
81	37	44	43	71	42				
82	38	44	44	72	42				
83	39	44	44	73	43				
84	40	44	44	74	43				
85	41	44	44	75	43				
86	41	44	44						
87	42	44	45						
88	42	44	45						
89	43	44	45						
90		44	45						
91		44	45						
92		45	46						
93		45	46						
94		45	46						
95		45	46						
96		45	46						
97		45	47						
98		45							
99		45							
100		45							
101		45							

ト　海事職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1
18	1	1	1	2	1	1
19	1	1	1	3	1	1
20	1	1	1	4	1	1
21	1	1	1	5	1	1
22	2	2	2	6	1	1
23	3	3	3	7	2	1
24	4	4	4	8	2	1
25	5	5	5	9	3	1
26	6	6	6	10	3	1

27	7	7	7	11	4	1
28	8	8	8	12	4	1
29	9	9	9	13	5	1
30	10	10	9	14	5	1
31	11	11	10	15	5	1
32	12	12	10	16	6	1
33	13	13	11	17	6	1
34	13	14	11	18	6	1
35	13	15	12	19	7	1
36	14	16	12	20	7	1
37	14	17	13	21	7	1
38	14	17	13	22	8	1
39	15	17	14	23	8	1
40	15	18	14	24	8	1
41	15	18	15	25	9	1
42	16	18	15	25	9	
43	16	19	16	25	9	
44	16	19	16	25	9	
45	17	19	17	26	9	
46	17	20	18	26	9	
47	17	20	19	26	10	
48	17	20	20	26	10	
49	17	21	21	27	10	
50	18	21	21	27	10	
51	18	21	22	27	10	
52	18	22	22	27	10	
53	18	22	23	28	11	
54	18	22	23	28	11	
55	19	22	24	28	11	

56	19	23	24	28	11	
57	19	23	25	29	11	
58	19	23	25	29	11	
59	19	23	25	30	12	
60	20	24	25	30	12	
61	20	24	26	31	12	
62	20	24	26	31		
63	20	24	26	32		
64	20	25	26	32		
65	21	25	27	32		
66	21	25	27	32		
67	22	26	27	32		
68	22	26	27	33		
69	23	27	28	33		
70			28	33		
71			28	33		
72			28	33		
73			29	34		
74			29	34		
75			29	34		
76			29	34		
77			30	34		
78			30	35		
79			30	35		
80			30	35		
81			30	36		
82			30			
83			31			
84			31			

85			31			
86			31			
87			31			
88			31			
89			32			
90			32			
91			32			
92			32			
93			32			
94			32			
95			33			
96			33			
97			33			

チ　海事職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	1
11	3	1	1	1	1
12	4	1	1	1	1
13	5	1	1	1	1
14	6	1	2	2	1
15	7	1	3	3	1
16	8	1	4	4	1
17	9	1	5	5	1
18	10	2	6	6	1
19	11	3	7	7	1
20	12	4	8	8	1
21	13	5	9	9	1
22	14	6	10	10	2
23	15	7	11	11	3
24	16	8	12	12	4
25	17	9	13	13	5
26	18	10	14	14	5
27	19	11	15	15	5
28	20	12	16	16	6
29	21	13	17	17	6
30	22	14	18	18	6
31	23	15	19	19	7
32	24	16	20	20	7
33	25	17	21	21	7
34	26	17	22	22	8
35	27	18	23	23	8
36	28	18	24	24	8
37	29	19	25	25	9
38	30	19	26	26	9
39	31	20	27	27	10
40	32	20	28	28	10
41	33	21	29	29	11
42	34	21	30	30	11
43	35	22	31	31	12

44	36	22	32	32	12
45	37	23	33	33	13
46	38	23	34	34	13
47	39	24	35	35	13
48	40	24	36	36	14
49	41	25	37	37	14
50	42	26	38	38	14
51	43	27	39	39	15
52	44	28	40	40	15
53	45	29	41	41	15
54	46	30	42	42	16
55	47	31	43	43	16
56	48	32	44	44	16
57	48	33	45	45	17
58	48	34	46	46	17
59	48	35	47	47	18
60	48	36	48	48	18
61	49	37	49	49	19
62	49	37	50	50	19
63	49	38	51	51	20
64	49	38	52	52	20
65	49	39	53	53	21
66	50	39	54	54	21
67	50	40	55	55	21
68	50	40	56	56	21
69	50	41	57	57	21
70	50	42	58	58	21
71	51	43	59	59	21
72	51	44	60	60	22
73	51	45	61	61	22
74		45	62	62	22
75		45	63	63	22
76		45	64	64	22
77		46	65	65	22
78		46	66	66	22
79		46	67	67	23
80		46	68	68	23
81		47	69	69	23
82		47	70	70	23
83		47	71	71	23
84		47	72	72	23
85		48	73	73	23
86		48	74	74	
87		48	75	75	
88		48	76	76	
89		48	77	76	
90		48	78	76	
91		48	79	76	
92		48	80	76	
93		48	81	76	
94		48	82	76	
95		48	83	76	
96		48	84	76	
97		48	85	76	
98		48	86	76	
99		48	87	76	
100		48	88	76	

101		48	89	76	
102		48	90	76	
103		48	91	76	
104		48	92	76	
105		48	93	76	
106			94		
107			95		
108			96		
109			97		

リ　教育職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	4
15	1	1	1	4
16	1	1	1	4
17	1	1	2	4
18	1	2	2	
19	1	3	2	
20	1	4	2	
21	1	5	2	
22	1	5	2	
23	1	6	2	
24	1	6	2	
25	1	7	3	
26	1	7	3	
27	1	8	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	3	
32	1	12	3	
33	1	13	4	
34	2	14	4	
35	3	15	4	
36	4	16	4	
37	5	17	4	
38	6	18	4	
39	7	19	4	
40	8	20	4	
41	9	21	5	
42	10	22	5	
43	11	23	5	
44	12	24	5	
45	13	25	5	
46	14	26	5	

47	15	27	5	
48	16	28	5	
49	17	29	5	
50	17	30	5	
51	18	31	6	
52	18	32	6	
53	19	33	6	
54	19	34	6	
55	20	35	6	
56	20	36	6	
57	21	37	6	
58	21	38	6	
59	21	39	7	
60	22	40	7	
61	22	41	7	
62	22	41	7	
63	23	42	7	
64	23	42	7	
65	23	43	7	
66	24	43	7	
67	24	44	7	
68	24	44	7	
69	25	45	7	
70	25	45	7	
71	26	45	7	
72	26	45	8	
73	27	46	8	
74	27	46		
75	28	46		
76	28	46		
77	29	46		
78	29	46		
79	30	46		
80	30	46		
81	31	46		
82	31	46		
83	32	46		
84	32	46		
85	33	46		
86	33	46		
87	33	46		
88	34	46		
89	34	46		
90	34	46		
91	35	46		
92	35	46		
93	35	46		
94	36			
95	36			
96	36			
97	37			
98	37			
99	37			
100	37			
101	38			
102	38			
103	38			
104	38			

105	39			
106	39			
107	39			
108	39			
109	40			
110	40			
111	40			
112	40			
113	40			
114	40			
115	41			
116	41			
117	41			
118	41			
119	41			
120	41			
121	42			
122	42			
123	42			
124	42			
125	42			
126	42			
127	43			
128	43			
129	43			

ヌ　教育職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	1
19	7	1
20	8	1
21	9	1
22	10	1
23	11	1
24	12	1
25	13	1
26	14	1
27	15	1
28	16	1
29	17	1
30	18	1
31	19	1

32	20	1
33	21	1
34	22	1
35	23	1
36	24	1
37	25	1
38	25	2
39	26	3
40	26	4
41	27	5
42	27	6
43	28	7
44	28	8
45	29	9
46	29	10
47	29	11
48	29	12
49	30	13
50	30	14
51	30	15
52	30	16
53	31	17
54	31	18
55	31	19
56	31	20
57	32	21
58	32	22
59	32	23
60	32	24
61	33	25
62	33	26
63	34	27
64	34	28
65	35	29
66	35	29
67	36	30
68	36	30
69	37	31
70	37	31
71	37	32
72	38	32
73	38	33
74	38	34
75	39	35
76	39	36
77	39	37
78	40	38
79	40	39
80	40	40
81	41	41
82	41	42
83	42	43
84	42	44
85	43	45
86	43	46
87	44	47
88	44	48
89	45	49

90	45	50
91	45	51
92	46	52
93	46	53
94	46	53
95	47	54
96	47	54
97	47	55
98	48	55
99	48	56
100	48	56
101	49	57
102	49	58
103	49	59
104	49	60
105	50	61
106	50	62
107	50	63
108	50	64
109	51	64
110	51	64
111	51	64
112	51	64
113	52	64
114	52	64
115	52	64
116	52	64
117	53	64
118	53	64
119	53	64
120	53	64
121	53	64
122	53	64
123	54	64
124	54	64
125	54	64
126	54	
127	54	
128	54	
129	55	
130	55	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	56	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	

ル　研究職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4

5	1	1	1	1	4
6	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	4
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	4
10	1	1	1	1	4
11	1	1	1	1	4
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	2	4
14	1	1	1	2	4
15	1	1	1	2	
16	1	1	1	2	
17	1	1	1	2	
18	1	1	1	2	
19	1	1	1	2	
20	1	1	1	3	
21	1	1	1	3	
22	1	1	1	3	
23	1	1	1	3	
24	1	1	1	3	
25	1	1	1	3	
26	2	1	2	3	
27	3	1	3	4	
28	4	1	4	4	
29	5	1	5	4	
30	6	1	6	4	
31	7	1	7	4	
32	8	1	8	4	
33	9	1	9	4	
34	10	1	10	5	
35	11	1	11	5	
36	12	1	12	5	
37	13	1	13	5	
38	14	1	13	5	
39	15	1	14	5	
40	16	1	14	5	
41	17	1	15	6	
42	17	2	15	6	
43	18	3	16	6	
44	18	4	16	6	
45	19	5	17	6	
46	19	6	18	6	
47	20	7	19	6	
48	20	8	20	6	
49	21	9	21	6	
50	22	9	21	7	
51	23	9	21	7	
52	24	10	22	7	
53	25	10	22	7	
54	25	10	22	7	
55	26	11	23	7	
56	26	11	23	7	
57	27	11	23	7	
58	27	12	24		
59	28	12	24		
60	28	12	24		

61	29	13	25		
62	29	13	25		
63	29	14	26		
64	30	14	26		
65	30	15	26		
66	30	15	26		
67	31	16	27		
68	31	16	27		
69	31	17	27		
70	32	17	28		
71	32	17	28		
72	32	18	28		
73	33	18	29		
74	33	18	29		
75	34	19	29		
76	34	19	30		
77	35	19	30		
78	35	20	30		
79	36	20	31		
80	36	20	31		
81	37	21	31		
82	37	22			
83	38	23			
84	38	24			
85	39	25			
86	39	25			
87	40	25			
88	40	25			
89	41	26			
90	41	26			
91	42	26			
92	42	26			
93	43	27			
94	43	27			
95	44	27			
96	44	27			
97	45	28			
98	46	28			
99	47	28			
100	48	28			
101	49	29			
102	50	29			
103	51	29			
104	52	30			
105	53	30			
106	53	30			
107	53	30			
108	54	30			
109	54	31			
110	54	31			
111	55	31			
112	55	31			
113	55	31			
114	56	32			
115	56	32			
116	56	32			
117	57	32			
118	57	32			

119	58	33			
120	58	33			
121	59	33			

ヲ　医療職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	
20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	4	
32	1	12	4	
33	1	13	4	
34	2	14	5	
35	3	15	5	
36	4	16	5	
37	5	17	5	
38	6	18	5	
39	7	19	5	
40	8	20	5	
41	9	21	5	
42	10	21	5	
43	11	22	5	
44	12	22	5	
45	13	23	5	
46	13	23	5	
47	13	24	5	
48	14	24	5	
49	14	25	5	
50	14	25	5	
51	14	26	5	
52	15	26	5	

53	15	27	5	
54	15	27	5	
55	15	28	5	
56	16	28	5	
57	16	29	5	
58	16	29	5	
59	16	29	5	
60	17	30	5	
61	17	30	5	
62	17	30	5	
63	18	31	5	
64	18	31	5	
65	19	31	5	
66		32	5	
67		32	5	
68		32	5	
69		32	5	
70		32	5	
71		33	5	
72		33	5	
73		33	5	
74		33		
75		33		
76		34		
77		34		
78		34		
79		34		
80		34		
81		35		
82		35		
83		35		
84		35		
85		35		

ワ　医療職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1

23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			

81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

カ　医療職俸給表㈢昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6

27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	

84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				

141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

ヨ　福祉職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	2
19	1	1	7	1	3
20	1	1	8	1	4
21	1	1	9	1	5
22	1	1	10	2	5
23	1	1	11	3	6
24	1	1	12	4	6
25	1	1	13	5	7
26	1	2	14	6	7

27	1	3	15	7	8
28	1	4	16	8	8
29	1	5	17	9	9
30	2	6	18	10	9
31	3	7	19	11	10
32	4	8	20	12	10
33	5	9	21	13	11
34	6	10	22	14	11
35	7	11	23	15	12
36	8	12	24	16	12
37	9	13	25	17	13
38	10	14	25	18	13
39	11	15	26	19	13
40	12	16	26	20	13
41	13	17	27	21	14
42	13	18	27	22	14
43	14	19	28	23	14
44	14	20	28	24	14
45	15	21	29	25	15
46	15	22	29	26	15
47	16	23	30	27	15
48	16	24	30	28	15
49	17	25	31	29	15
50	17	26	31	29	15
51	18	27	32	30	15
52	18	28	32	30	15
53	19	29	33	31	15
54	19	30	33	31	15
55	20	31	33	32	15
56	20	32	34	32	16
57	21	33	34	33	16
58	22	34	34	33	16
59	23	35	35	34	16
60	24	36	35	34	16
61	25	37	35	35	16
62	25	38	36	35	16
63	26	39	36	36	16
64	26	40	36	36	16
65	27	41	37	37	16
66	27	42	37	37	
67	28	43	37	38	
68	28	44	37	38	
69	29	45	38	38	
70	29	46	38	38	
71	30	47	38	38	
72	30	48	38	38	
73	31	49	38	38	
74	31	50	38	38	
75	32	51	38	38	
76	32	52	39	38	
77	33	53	39	39	
78	33	53	39	39	
79	34	53	39	39	
80	34	54	39	39	
81	35	54	39	39	
82	35	54	39	39	
83	36	55	40	39	

84	36	55	40	39	
85	37	55	40	39	
86	38	56	40		
87	39	56	40		
88	40	56	40		
89	41	57	40		
90	41	57			
91	42	58			
92	42	58			
93	43	59			
94	43	59			
95	44	60			
96	44	60			
97	45	61			
98	45	62			
99	45	63			
100	46	64			
101	46	64			
102	46	64			
103	47	64			
104	47	64			
105	47	64			
106	48	64			
107	48	64			
108	48	64			
109	49	64			
110	49	64			
111	49	64			
112	49	64			
113	49	64			
114	50	64			
115	50	64			
116	50	64			
117	50	64			
118	50				
119	51				
120	51				
121	51				
122	51				
123	51				
124	52				
125	52				
126	52				
127	52				
128	52				
129	53				
130	53				
131	53				
132	54				
133	54				
134	54				
135	55				
136	55				
137	55				
138	55				
139	55				
140	55				

141	55				
142	55				
143	55				
144	55				
145	56				
146	56				
147	56				
148	56				
149	56				
150	56				
151	56				
152	56				
153	56				

タ　専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	2	1
13	1	3	1
14	1	5	1
15	1	5	1
16	1	6	1
17	1	8	1
18	1	9	1
19	1	9	1
20	1	10	1
21	1	10	1
22	1	11	
23	1	11	
24	1		
25	1		
26	1		
27	1		
28	1		
29	1		
30	1		
31	1		
32	1		
33	1		
34	1		
35	1		
36	1		
37	1		
38	1		
39	1		
40	1		
41	1		
42	1		

43	1		
44	1		
45	1		
46	1		
47	1		
48	1		
49	1		
50	1		
51	1		
52	1		
53	1		
54	1		
55	1		
56	1		
57	1		
58	1		
59	1		
60	1		
61	1		
62	1		
63	1		
64	1		
65	1		

備考

これらの表の昇格後の号俸欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）

イ　行政職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			

31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					
81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							

88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							
91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

ロ　行政職俸給表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	１級	２級	３級	４級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50

18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97

47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	

76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			

133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

ハ　専門行政職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	37	21	17	17	12	1	1
2	38	22	18	18	17	2	2
3	39	23	19	19	21	3	3
4	40	24	20	20	28	4	9
5	41	25	21	22	45	9	9
6	42	26	22	24	45	9	9
7	43	27	23	26	45	9	9
8	44	28	24	28	45	9	9
9	45	29	25	30	45	9	
10	46	30	26	32			
11	47	31	27	34			
12	48	32	28	36			
13	50	33	29	40			
14	52	34	30	44			
15	54	35	31	55			
16	56	36	32	65			
17	57	37	33	65			
18	58	38	34	65			
19	59	39	35	65			
20	60	40	36	65			
21	62	42	37	65			
22	64	44	38	65			
23	66	46	39	65			
24	68	48	40	65			
25	70	50	41	65			
26	72	52	42	65			
27	74	54	43	65			
28	76	56	44	65			
29	79	59	47	65			
30	82	64	50	65			
31	85	69	53	65			
32	88	74	56	65			
33	90	77	58	65			
34	92	77	60	65			
35	93	77	62	65			
36	93	77	81	65			
37	93	77	81	65			
38	93	77	81	65			
39	93	77	81	65			
40	93	77	81	65			
41	93	77	81	65			
42	93	77	81	65			
43	93	77	81	65			
44	93	77	81	65			
45	93	77	81	65			
46	93	77	81				
47	93	77	81				
48	93	77	81				
49	93	77	81				
50	93	77	81				

51	93	77	81				
52	93	77	81				
53	93	77	81				
54	93	77	81				
55	93	77	81				
56	93	77	81				
57	93	77	81				
58	93	77	81				
59	93	77	81				
60	93	77	81				
61	93	77	81				
62	93	77	81				
63	93	77	81				
64	93	77	81				
65	93	77	81				
66	93	77					
67	93	77					
68	93	77					
69	93	77					
70	93	77					
71	93	77					
72	93	77					
73	93	77					
74	93	77					
75	93	77					
76	93	77					
77	93	77					
78		77					
79		77					
80		77					
81		77					

ニ　税務職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	29	21	21	9	13	17	13	1	1
2	30	22	22	10	14	18	17	2	2
3	31	23	23	11	15	19	20	3	3
4	32	24	24	12	16	20	27	4	9
5	33	25	25	13	17	21	45	9	9
6	34	26	26	14	18	22	45	9	9
7	35	27	27	15	19	23	45	9	9
8	36	28	28	16	20	24	45	9	9
9	37	29	29	17	21	25	45	9	
10	38	30	30	18	22	26			
11	39	31	31	19	23	27			
12	40	32	32	20	24	28			
13	44	33	33	21	25	29			
14	48	34	34	22	26	30			
15	52	35	35	23	27	31			
16	56	36	36	24	28	32			
17	61	37	37	25	29	33			
18	66	38	38	26	30	34			
19	71	39	39	27	31	35			
20	73	40	40	28	32	36			
21	73	42	41	29	33	37			
22	73	44	42	30	34	38			
23	73	46	43	31	35	39			
24	73	51	44	32	36	40			

25	73	56	46	33	37	42			
26	73	61	48	34	38	44			
27	73	65	50	35	39	46			
28	73	65	52	36	40	56			
29	73	65	53	37	41	67			
30	73	65	54	38	42	70			
31	73	65	55	39	43	73			
32	73	65	56	40	44	73			
33	73	65	59	41	45	73			
34	73	65	62	42	46	73			
35	73	65	66	43	47	73			
36	73	65	70	44	48	73			
37	73	65	74	45	51	73			
38	73	65	78	46	54	73			
39	73	65	81	47	57	73			
40	73	65	81	48	67	73			
41	73	65	81	49	79	73			
42	73	65	81	50	82	73			
43	73	65	81	51	85	73			
44	73	65	81	52	85	73			
45	73	65	81	53	85	73			
46	73	65	81	54	85				
47	73	65	81	55	85				
48	73	65	81	56	85				
49	73	65	81	57	85				
50	73	65	81	58	85				
51	73	65	81	59	85				
52	73	65	81	60	85				
53	73	65	81	61	85				

54	73	65	81	62	85				
55	73	65	81	63	85				
56	73	65	81	64	85				
57	73	65	81	65	85				
58	73	65	81	66	85				
59	73	65	81	67	85				
60	73	65	81	70	85				
61	73	65	81	71	85				
62	73	65	81	72	85				
63	73	65	81	73	85				
64	73	65	81	74	85				
65	73	65	81	75	85				
66		65	81	76	85				
67		65	81	77	85				
68		65	81	78	85				
69		65	81	79	85				
70		65	81	80	85				
71		65	81	81	85				
72		65	81	82	85				
73		65	81	83	85				
74		65	81	84					
75		65	81	85					
76		65	81	85					
77		65	81	85					
78		65	81	85					
79		65	81	85					
80		65	81	85					
81		65	81	85					
82			81	85					

83			81	85					
84			81	85					
85			81	85					

ホ　公安職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸									
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	9	13	21	29	9	13	17	13	1	1
2	10	13	22	30	10	14	18	17	2	2
3	10	13	23	31	11	15	19	20	3	3
4	11	14	24	32	12	16	20	27	4	9
5	12	15	25	33	13	17	21	45	9	9
6	13	16	26	34	14	18	22	45	9	9
7	14	17	27	35	15	19	23	45	9	9
8	15	18	28	36	16	20	24	45	9	9
9	16	19	29	37	17	21	25	45	9	
10	17	20	30	38	18	22	26			
11	18	22	31	39	19	23	27			
12	19	23	32	40	20	24	28			
13	20	24	33	41	21	25	29			
14	21	25	34	42	22	26	30			
15	22	26	35	43	23	27	31			
16	23	27	36	44	24	28	32			
17	24	28	37	45	25	29	33			
18	25	30	38	46	26	30	34			
19	27	30	39	47	27	31	35			
20	28	32	40	48	28	32	36			
21	29	33	41	49	29	33	37			
22	29	34	42	50	30	34	38			
23	30	35	43	51	31	35	39			
24	31	36	44	52	32	36	40			
25	33	37	45	53	33	37	42			
26	33	38	46	54	34	38	44			
27	34	39	47	55	35	39	46			
28	35	40	48	56	36	40	56			
29	37	41	49	57	37	41	67			
30	38	42	50	58	38	42	70			
31	39	43	51	59	39	43	73			
32	40	44	52	60	40	44	73			
33	41	45	53	61	41	45	73			
34	42	46	54	62	42	46	73			
35	43	47	55	63	43	47	73			
36	44	48	56	64	44	48	73			
37	45	49	57	66	45	51	73			
38	46	50	58	68	46	54	73			
39	47	51	59	70	47	57	73			
40	48	52	60	72	48	67	73			
41	49	53	61	73	49	79	73			
42	50	54	62	74	50	82	73			
43	51	55	63	75	51	85	73			
44	52	56	64	76	52	85	73			
45	53	57	65	77	53	85	73			
46	54	58	66	78	54	85				
47	55	59	67	79	55	85				
48	56	60	68	80	56	85				
49	57	61	70	82	57	85				
50	58	62	72	84	58	85				
51	59	63	74	86	59	85				
52	60	64	76	88	60	85				

53	61	65	77	91	61	85				
54	62	66	78	94	62	85				
55	63	67	79	97	63	85				
56	64	68	80	100	64	85				
57	65	69	81	101	65	85				
58	66	70	82	102	66	85				
59	67	71	83	103	67	85				
60	68	72	84	112	70	85				
61	69	73	85	121	71	85				
62	70	74	86	121	72	85				
63	71	75	87	121	73	85				
64	72	76	88	121	74	85				
65	73	77	89	121	75	85				
66	74	78	90	121	76	85				
67	75	79	91	121	77	85				
68	76	80	92	121	78	85				
69	78	81	93	121	79	85				
70	80	82	94	121	80	85				
71	82	83	95	121	81	85				
72	84	84	96	121	82	85				
73	85	85	97	121	83	85				
74	86	86	98	121	84					
75	87	87	99	121	85					
76	88	88	100	121	85					
77	89	89	101	121	85					
78	90	90	102	121	85					
79	91	91	103	121	85					
80	92	92	104	121	85					
81	93	93	105	121	85					
82	94	94	106	121	85					
83	95	95	107	121	85					
84	96	96	108	121	85					
85	97	97	110	121	85					
86	98	98	112							
87	99	99	114							
88	100	100	116							
89	101	102	118							
90	102	104	120							
91	103	106	122							
92	104	108	132							
93	107	109	137							
94	110	110	138							
95	113	111	139							
96	116	112	141							
97	118	113	141							
98	120	114	141							
99	122	115	141							
100	124	116	141							
101	125	119	141							
102	125	122	141							
103	125	125	141							
104	125	128	141							
105	125	131	141							
106	125	134	141							
107	125	137	141							
108	125	140	141							
109	125	142	141							

第明治三十三種郵便物認可

第明治三二十種郵便物認可

110	125	144	141							
111	125	145	141							
112	125	145	141							
113	125	145	141							
114	125	145	141							
115	125	145	141							
116	125	145	141							
117	125	145	141							
118	125	145	141							
119	125	145	141							
120	125	145	141							
121	125	145	141							
122	125	145								
123	125	145								
124	125	145								
125	125	145								
126	125	145								
127	125	145								
128	125	145								
129	125	145								
130	125	145								
131	125	145								
132	125	145								
133	125	145								
134	125	145								
135	125	145								
136	125	145								
137	125	145								
138	125	145								
139	125	145								
140	125	145								
141	125	145								
142	125									
143	125									
144	125									
145	125									

ヘ　公安職俸給表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	29	21	21	9	13	17	13	1	1
2	30	22	22	10	14	18	17	2	2
3	31	23	23	11	15	19	20	3	3
4	32	24	24	12	16	20	27	4	9
5	33	25	25	13	17	21	45	9	9
6	34	26	26	14	18	22	45	9	9
7	35	27	27	15	19	23	45	9	9
8	36	28	28	16	20	24	45	9	9
9	37	29	29	17	21	25	45	9	
10	38	30	30	18	22	26			
11	39	31	31	19	23	27			
12	40	32	32	20	24	28			
13	42	33	33	21	25	29			
14	44	34	34	22	26	30			
15	46	35	35	23	27	31			
16	48	36	36	24	28	32			
17	50	37	37	25	29	33			
18	52	38	38	26	30	34			
19	54	39	39	27	31	35			
20	56	40	40	28	32	36			

21	57	41	41	29	33	37			
22	58	42	42	30	34	38			
23	59	43	43	31	35	39			
24	60	44	44	32	36	40			
25	62	46	45	33	37	42			
26	64	48	46	34	38	44			
27	66	50	47	35	39	46			
28	68	52	48	36	40	56			
29	69	53	49	37	41	67			
30	70	54	50	38	42	70			
31	71	55	51	39	43	73			
32	72	56	52	40	44	73			
33	74	58	54	41	45	73			
34	76	60	56	42	46	73			
35	78	62	58	43	47	73			
36	80	64	60	44	48	73			
37	81	65	62	45	51	73			
38	82	66	64	46	54	73			
39	83	67	66	47	57	73			
40	84	68	68	48	67	73			
41	86	72	72	49	79	73			
42	88	76	76	50	82	73			
43	89	80	81	51	85	73			
44	89	91	86	52	85	73			
45	89	101	91	53	85	73			
46	89	101	96	54	85				
47	89	101	97	55	85				
48	89	101	97	56	85				
49	89	101	97	57	85				
50	89	101	97	58	85				
51	89	101	97	59	85				
52	89	101	97	60	85				
53	89	101	97	61	85				
54	89	101	97	62	85				
55	89	101	97	63	85				
56	89	101	97	64	85				
57	89	101	97	65	85				
58	89	101	97	66	85				
59	89	101	97	67	85				
60	89	101	97	70	85				
61	89	101	97	71	85				
62	89	101	97	72	85				
63	89	101	97	73	85				
64	89	101	97	74	85				
65	89	101	97	75	85				
66	89	101	97	76	85				
67	89	101	97	77	85				
68	89	101	97	78	85				
69	89	101	97	79	85				
70	89	101	97	80	85				
71	89	101	97	81	85				
72	89	101	97	82	85				
73	89	101	97	83	85				
74	89	101	97	84					
75	89	101	97	85					
76	89	101	97	85					
77	89	101	97	85					
78	89	101	97	85					

79	89	101	97	85					
80	89	101	97	85					
81	89	101	97	85					
82	89	101	97	85					
83	89	101	97	85					
84	89	101	97	85					
85	89	101	97	85					
86	89	101							
87	89	101							
88	89	101							
89	89	101							
90	89	101							
91	89	101							
92	89	101							
93	89	101							
94	89	101							
95	89	101							
96	89	101							
97	89	101							
98	89								
99	89								
100	89								
101	89								

ト　海事職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	21	21	21	17	22	41
2	22	22	22	18	24	41
3	23	23	23	19	26	41
4	24	24	24	20	28	41
5	25	25	25	21	31	41
6	26	26	26	22	34	41
7	27	27	27	23	37	41
8	28	28	28	24	40	41
9	29	29	30	25	46	41
10	30	30	32	26	52	41
11	31	31	34	27	58	41
12	32	32	36	28	61	41
13	35	33	38	29	61	41
14	38	34	40	30	61	
15	41	35	42	31	61	
16	44	36	44	32	61	
17	49	39	45	33	61	
18	54	42	46	34	61	
19	59	45	47	35	61	
20	64	48	48	36	61	
21	66	51	50	37	61	
22	68	55	52	38	61	
23	69	59	54	39	61	
24	69	63	56	40	61	
25	69	66	60	44	61	
26	69	68	64	48	61	
27	69	69	68	52	61	
28	69	69	72	56	61	
29	69	69	76	58	61	
30	69	69	82	60	61	
31	69	69	88	62	61	
32	69	69	94	67	61	
33	69	69	97	72	61	

34	69	69	97	77	61	
35	69	69	97	80	61	
36	69	69	97	81	61	
37	69	69	97	81	61	
38	69	69	97	81	61	
39	69	69	97	81	61	
40	69	69	97	81	61	
41	69	69	97	81	61	
42	69	69	97	81		
43	69	69	97	81		
44	69	69	97	81		
45	69	69	97	81		
46	69	69	97	81		
47	69	69	97	81		
48	69	69	97	81		
49	69	69	97	81		
50	69	69	97	81		
51	69	69	97	81		
52	69	69	97	81		
53	69	69	97	81		
54	69	69	97	81		
55	69	69	97	81		
56	69	69	97	81		
57	69	69	97	81		
58	69	69	97	81		
59	69	69	97	81		
60	69	69	97	81		
61	69	69	97	81		
62	69	69	97			

63	69	69	97			
64	69	69	97			
65	69	69	97			
66	69	69	97			
67	69	69	97			
68	69	69	97			
69	69	69	97			
70		69	97			
71		69	97			
72		69	97			
73		69	97			
74		69	97			
75		69	97			
76		69	97			
77		69	97			
78		69	97			
79		69	97			
80		69	97			
81		69	97			
82		69				
83		69				
84		69				
85		69				
86		69				
87		69				
88		69				
89		69				
90		69				

91		69				
92		69				
93		69				
94		69				
95		69				
96		69				
97		69				

チ　海事職俸給表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	9	17	13	13	21
2	10	18	14	14	22
3	11	19	15	15	23
4	12	20	16	16	24
5	13	21	17	17	27
6	14	22	18	18	30
7	15	23	19	19	33
8	16	24	20	20	36
9	17	25	21	21	38
10	18	26	22	22	40
11	19	27	23	23	42
12	20	28	24	24	44
13	21	29	25	25	47
14	22	30	26	26	50
15	23	31	27	27	53
16	24	32	28	28	56
17	25	34	29	29	58
18	26	36	30	30	60
19	27	38	31	31	62
20	28	40	32	32	64
21	29	42	33	33	71
22	30	44	34	34	78
23	31	46	35	35	85
24	32	48	36	36	85
25	33	49	37	37	85
26	34	50	38	38	85
27	35	51	39	39	85
28	36	52	40	40	85
29	37	53	41	41	85
30	38	54	42	42	85
31	39	55	43	43	85
32	40	56	44	44	85
33	41	57	45	45	85
34	42	58	46	46	85
35	43	59	47	47	85
36	44	60	48	48	85
37	45	62	49	49	85
38	46	64	50	50	85
39	47	66	51	51	85
40	48	68	52	52	85
41	49	69	53	53	85
42	50	70	54	54	85
43	51	71	55	55	85
44	52	72	56	56	85
45	53	76	57	57	85
46	54	80	58	58	85
47	55	84	59	59	85
48	60	105	60	60	85
49	65	105	61	61	85

50	70	105	62	62	85
51	73	105	63	63	85
52	73	105	64	64	85
53	73	105	65	65	85
54	73	105	66	66	85
55	73	105	67	67	85
56	73	105	68	68	85
57	73	105	69	69	85
58	73	105	70	70	85
59	73	105	71	71	85
60	73	105	72	72	85
61	73	105	73	73	85
62	73	105	74	74	
63	73	105	75	75	
64	73	105	76	76	
65	73	105	77	77	
66	73	105	78	78	
67	73	105	79	79	
68	73	105	80	80	
69	73	105	81	81	
70	73	105	82	82	
71	73	105	83	83	
72	73	105	84	84	
73	73	105	85	85	
74	73	105	86	86	
75	73	105	87	87	
76	73	105	88	105	
77	73	105	89	105	
78	73	105	90	105	
79	73	105	91	105	
80	73	105	92	105	
81	73	105	93	105	
82	73	105	94	105	
83	73	105	95	105	
84	73	105	96	105	
85	73	105	97	105	
86	73	105	98		
87	73	105	99		
88	73	105	100		
89	73	105	101		
90	73	105	102		
91	73	105	103		
92	73	105	104		
93	73	105	105		
94	73	105	106		
95	73	105	107		
96	73	105	108		
97	73	105	109		
98	73	105	109		
99	73	105	109		
100	73	105	109		
101	73	105	109		
102	73	105	109		
103	73	105	109		
104	73	105	109		
105	73	105	109		
106		105			

107		105			
108		105			
109		105			

リ　教育職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	１級	２級	３級	４級
1	33	17	16	1
2	34	18	24	2
3	35	19	32	3
4	36	20	40	17
5	37	22	50	17
6	38	24	58	17
7	39	26	71	17
8	40	28	73	17
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31	73	
12	44	32	73	
13	45	33	73	
14	46	34	73	
15	47	35	73	
16	48	36	73	
17	50	37	73	
18	52	38		
19	54	39		
20	56	40		
21	59	41		
22	62	42		
23	65	43		
24	68	44		
25	70	45		
26	72	46		
27	74	47		
28	76	48		
29	78	49		
30	80	50		
31	82	51		
32	84	52		
33	87	53		
34	90	54		
35	93	55		
36	96	56		
37	100	57		
38	104	58		
39	108	59		
40	114	60		
41	120	62		
42	126	64		
43	129	66		
44	129	68		
45	129	72		
46	129	93		
47	129	93		
48	129	93		
49	129	93		
50	129	93		
51	129	93		
52	129	93		

53	129	93		
54	129	93		
55	129	93		
56	129	93		
57	129	93		
58	129	93		
59	129	93		
60	129	93		
61	129	93		
62	129	93		
63	129	93		
64	129	93		
65	129	93		
66	129	93		
67	129	93		
68	129	93		
69	129	93		
70	129	93		
71	129	93		
72	129	93		
73	129	93		
74	129			
75	129			
76	129			
77	129			
78	129			
79	129			
80	129			
81	129			
82	129			
83	129			
84	129			
85	129			
86	129			
87	129			
88	129			
89	129			
90	129			
91	129			
92	129			
93	129			

ヌ　教育職俸給表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸	
	１級	２級
1	13	37
2	13	38
3	13	39
4	15	40
5	16	41
6	17	42
7	19	43
8	20	44
9	21	45
10	22	46
11	23	47
12	24	48
13	25	49
14	26	50

15	27	51
16	28	52
17	29	53
18	30	54
19	31	55
20	32	56
21	33	57
22	34	58
23	35	59
24	36	60
25	38	61
26	40	62
27	42	63
28	44	64
29	48	66
30	52	68
31	56	70
32	60	72
33	62	73
34	64	74
35	66	75
36	68	76
37	71	77
38	74	78
39	77	79
40	80	80
41	82	81
42	84	82
43	86	83
44	88	84
45	91	85
46	94	86
47	97	87
48	100	88
49	104	89
50	108	90
51	112	91
52	116	92
53	122	94
54	128	96
55	134	98
56	140	100
57	141	101
58	141	102
59	141	103
60	141	104
61	141	105
62	141	106
63	141	107
64	141	125
65	141	125
66	141	125
67	141	125
68	141	125
69	141	125
70	141	125
71	141	125

72	141	125
73	141	125
74	141	125
75	141	125
76	141	125
77	141	125
78	141	125
79	141	125
80	141	125
81	141	125
82	141	125
83	141	125
84	141	125
85	141	125
86	141	
87	141	
88	141	
89	141	
90	141	
91	141	
92	141	
93	141	
94	141	
95	141	
96	141	
97	141	
98	141	
99	141	
100	141	
101	141	
102	141	
103	141	
104	141	
105	141	
106	141	
107	141	
108	141	
109	141	
110	141	
111	141	
112	141	
113	141	
114	141	
115	141	
116	141	
117	141	
118	141	
119	141	
120	141	
121	141	
122	141	
123	141	
124	141	
125	141	

ル　研究職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
1	25	41	25	12	1

2	26	42	26	19	2
3	27	43	27	26	3
4	28	44	28	33	14
5	29	45	29	40	14
6	30	46	30	49	14
7	31	47	31	57	14
8	32	48	32	57	14
9	33	51	33	57	
10	34	54	34	57	
11	35	57	35	57	
12	36	60	36	57	
13	37	62	38	57	
14	38	64	40	57	
15	39	66	42		
16	40	68	44		
17	42	71	45		
18	44	74	46		
19	46	77	47		
20	48	80	48		
21	49	81	51		
22	50	82	54		
23	51	83	57		
24	52	84	60		
25	54	88	62		
26	56	92	66		
27	58	96	69		
28	60	100	72		
29	63	103	75		
30	66	108	78		
31	69	113	81		
32	72	118	81		
33	74	121	81		
34	76	121	81		
35	78	121	81		
36	80	121	81		
37	82	121	81		
38	84	121	81		
39	86	121	81		
40	88	121	81		
41	90	121	81		
42	92	121	81		
43	94	121	81		
44	96	121	81		
45	97	121	81		
46	98	121	81		
47	99	121	81		
48	100	121	81		
49	101	121	81		
50	102	121	81		
51	103	121	81		
52	104	121	81		
53	107	121	81		
54	110	121	81		
55	113	121	81		
56	116	121	81		
57	118	121	81		
58	120	121			
59	121	121			
60	121	121			

61	121	121			
62	121	121			
63	121	121			
64	121	121			
65	121	121			
66	121	121			
67	121	121			
68	121	121			
69	121	121			
70	121	121			
71	121	121			
72	121	121			
73	121	121			
74	121	121			
75	121	121			
76	121	121			
77	121	121			
78	121	121			
79	121	121			
80	121	121			
81	121	121			
82	121				
83	121				
84	121				
85	121				
86	121				
87	121				
88	121				
89	121				

90	121				
91	121				
92	121				
93	121				
94	121				
95	121				
96	121				
97	121				
98	121				
99	121				
100	121				
101	121				
102	121				
103	121				
104	121				
105	121				
106	121				
107	121				
108	121				
109	121				
110	121				
111	121				
112	121				
113	121				
114	121				
115	121				
116	121				
117	121				

118	121				
119	121				
120	121				
121	121				

ヲ　医療職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	１級	２級	３級	４級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10
6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		
16	59	36		
17	62	37		
18	64	38		
19	65	39		
20	65	40		
21	65	42		
22	65	44		
23	65	46		
24	65	48		
25	65	50		
26	65	52		
27	65	54		
28	65	56		
29	65	59		
30	65	62		
31	65	65		
32	65	70		
33	65	75		
34	65	80		
35	65	85		
36	65	85		
37	65	85		
38	65	85		
39	65	85		
40	65	85		
41	65	85		
42	65	85		
43	65	85		
44	65	85		
45	65	85		
46	65	85		
47	65	85		
48	65	85		
49	65	85		
50	65	85		
51	65	85		
52	65	85		

53	65	85		
54	65	85		
55	65	85		
56	65	85		
57	65	85		
58	65	85		
59	65	85		
60	65	85		
61	65	85		
62	65	85		
63	65	85		
64	65	85		
65	65	85		
66	65	85		
67	65	85		
68	65	85		
69	65	85		
70	65	85		
71	65	85		
72	65	85		
73	65	85		
74	65			
75	65			
76	65			
77	65			
78	65			
79	65			
80	65			
81	65			
82	65			
83	65			
84	65			
85	65			

ワ　医療職俸給表(二)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	21	21	13	21	21	21	37
2	22	22	14	22	22	22	37
3	23	23	15	23	23	23	37
4	24	24	16	24	24	24	37
5	25	25	17	25	25	26	37
6	26	26	18	26	26	28	37
7	27	27	19	27	27	30	37
8	28	28	20	28	28	32	37
9	29	29	21	29	29	38	37
10	30	30	22	30	30	44	37
11	31	31	23	31	31	50	37
12	32	32	24	32	32	53	37
13	33	33	25	33	33	53	37
14	34	34	26	34	34	53	37
15	35	35	27	35	35	53	37
16	36	36	28	36	36	53	37
17	37	37	29	37	37	53	37
18	38	38	30	38	38	53	37
19	39	39	31	39	39	53	37
20	40	40	32	40	40	53	37
21	41	41	33	41	43	53	37
22	42	42	34	42	46	53	

23	43	43	35	43	49	53	
24	44	44	36	44	52	53	
25	46	45	37	46	54	53	
26	48	46	38	48	56	53	
27	50	47	39	50	58	53	
28	52	48	40	52	63	53	
29	54	49	41	54	68	53	
30	56	50	42	56	73	53	
31	58	51	43	58	77	53	
32	60	52	44	60	77	53	
33	62	53	45	63	77	53	
34	64	54	46	66	77	53	
35	66	55	47	69	77	53	
36	68	56	48	72	77	53	
37	70	57	49	76	77	53	
38	72	58	50	80	77		
39	74	59	51	85	77		
40	76	60	52	90	77		
41	79	61	53	95	77		
42	82	62	54	100	77		
43	85	63	55	101	77		
44	85	64	56	101	77		
45	85	65	57	101	77		
46	85	66	58	101	77		
47	85	67	59	101	77		
48	85	68	60	101	77		
49	85	70	61	101	77		
50	85	72	62	101	77		
51	85	74	63	101	77		
52	85	76	64	101	77		
53	85	79	65	101	77		
54	85	82	66	101			
55	85	85	67	101			
56	85	90	68	101			
57	85	95	70	101			
58	85	100	72	101			
59	85	105	74	101			
60	85	105	76	101			
61	85	105	78	101			
62	85	105	80	101			
63	85	105	82	101			
64	85	105	84	101			
65	85	105	85	101			
66	85	105	86	101			
67	85	105	87	101			
68	85	105	88	101			
69	85	105	90	101			
70	85	105	109	101			
71	85	105	109	101			
72	85	105	109	101			
73	85	105	109	101			
74	85	105	109	101			
75	85	105	109	101			
76	85	105	109	101			
77	85	105	109	101			
78	85	105	109				
79	85	105	109				
80	85	105	109				

81	85	105	109				
82	85	105	109				
83	85	105	109				
84	85	105	109				
85	85	105	109				
86	85	105	109				
87	85	105	109				
88	85	105	109				
89	85	105	109				
90	85	105	109				
91	85	105	109				
92	85	105	109				
93	85	105	109				
94	85	105	109				
95	85	105	109				
96	85	105	109				
97	85	105	109				
98	85	105	109				
99	85	105	109				
100	85	105	109				
101	85	105	109				
102	85	105					
103	85	105					
104	85	105					
105	85	105					
106		105					
107		105					
108		105					
109		105					

カ　医療職俸給表㈢降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57

27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	

56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		

84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				

113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					

141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

ヨ　福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
1	29	25	13	21	17
2	30	26	14	22	18
3	31	27	15	23	19
4	32	28	16	24	20
5	33	29	17	25	22
6	34	30	18	26	24
7	35	31	19	27	26
8	36	32	20	28	28
9	37	33	21	29	30
10	38	34	22	30	32
11	39	35	23	31	34
12	40	36	24	32	36
13	42	37	25	33	40
14	44	38	26	34	44
15	46	39	27	35	55
16	48	40	28	36	65
17	50	41	29	37	65
18	52	42	30	38	65
19	54	43	31	39	65
20	56	44	32	40	65
21	57	45	33	41	65
22	58	46	34	42	65
23	59	47	35	43	65
24	60	48	36	44	65
25	62	49	38	45	65
26	64	50	40	46	65
27	66	51	42	47	65
28	68	52	44	48	65
29	70	53	46	50	65
30	72	54	48	52	65
31	74	55	50	54	65
32	76	56	52	56	65
33	78	57	55	58	65
34	80	58	58	60	65
35	82	59	61	62	65
36	84	60	64	64	65
37	85	61	68	66	65
38	86	62	75	76	65
39	87	63	82	85	65
40	88	64	89	85	65
41	90	65	89	85	65
42	92	66	89	85	65

43	94	67	89	85	65
44	96	68	89	85	65
45	99	69	89	85	65
46	102	70	89	85	
47	105	71	89	85	
48	108	72	89	85	
49	113	73	89	85	
50	118	74	89	85	
51	123	75	89	85	
52	128	76	89	85	
53	131	79	89	85	
54	134	82	89	85	
55	144	85	89	85	
56	153	88	89	85	
57	153	90	89	85	
58	153	92	89	85	
59	153	94	89	85	
60	153	96	89	85	
61	153	97	89	85	
62	153	98	89	85	
63	153	99	89	85	
64	153	117	89	85	
65	153	117	89	85	
66	153	117	89		
67	153	117	89		
68	153	117	89		
69	153	117	89		
70	153	117	89		
71	153	117	89		

72	153	117	89		
73	153	117	89		
74	153	117	89		
75	153	117	89		
76	153	117	89		
77	153	117	89		
78	153	117	89		
79	153	117	89		
80	153	117	89		
81	153	117	89		
82	153	117	89		
83	153	117	89		
84	153	117	89		
85	153	117	89		
86	153	117			
87	153	117			
88	153	117			
89	153	117			
90	153				
91	153				
92	153				
93	153				
94	153				
95	153				
96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				

101	153				
102	153				
103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				

タ　専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸		
	1級	2級	3級
1	65	11	21
2	65	12	21
3	65	13	21
4	65	13	
5	65	15	
6	65	16	
7	65	16	
8	65	17	
9	65	19	
10	65	21	
11	65	23	
12	65	23	
13	65	23	
14	65	23	
15	65	23	
16	65	23	
17	65	23	
18	65	23	
19	65	23	
20	65	23	
21	65	23	
22	65		
23	65		

備考

これらの表の降格後の号俸欄中「１級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第七の三　専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表（第二十九条関係）

異動した日の前日に受けていた号俸	異動後の号俸			
	行政職俸給表㈠６級から専門スタッフ職俸給表１級への異動	行政職俸給表㈠７級から専門スタッフ職俸給表２級への異動	行政職俸給表㈠８級から専門スタッフ職俸給表２級への異動	行政職俸給表㈠９級から専門スタッフ職俸給表３級への異動
1	1	1	12	9
2	2	1	14	12
3	3	1	15	14
4	4	1	17	15
5	5	1	19	17
6	6	1	20	18
7	7	1	21	19
8	8	1	22	20
9	9	2	23	21
10	10	2		

11	11	3		
12	12	3		
13	13	3		
14	14	4		
15	15	4		
16	16	4		
17	17	5		
18	18	5		
19	19	5		
20	20	6		
21	21	6		
22	22	6		
23	23	6		
24	24	7		
25	25	7		
26	26	7		
27	27	7		
28	28	7		
29	29	8		
30	30	8		
31	31	8		
32	32	8		
33	33	8		
34	34	9		
35	35	9		
36	36	9		
37	37	9		
38	38	9		
39	39	9		

40	40	9		
41	41	9		
42	42	9		
43	43	10		
44	44	10		
45	45	10		
46	46			
47	47			
48	48			
49	49			
50	49			
51	50			
52	50			
53	51			
54	51			
55	52			
56	52			
57	53			
58	53			
59	54			
60	54			
61	55			
62	55			
63	56			
64	56			
65	57			
66	58			
67	59			
68	60			

69	61				
70	62				
71	63				
72	64				
73	65				

別表第七の四　昇給号俸数表（第三十七条関係）

イ　行政職俸給表㈠７級以下職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（海事職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの、医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの、医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの又は福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるものにあっては、３）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

１　この表は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの、第38条の２各号に掲げる職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以上であるもの以外の職員に適用する。

２　この表に定める上段の号俸数は給与法第８条第８項第１号に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号俸数は同号に掲げる職員に適用する。

ロ　行政職俸給表㈠８級以上職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2	1	0	0	0

備考

この表は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び第38条の２各号に掲げる職員に適用する。

ハ　専門スタッフ職俸給表２級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	5以上	3	1	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級であるものに適用する。

ニ　専門スタッフ職俸給表３級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	5以上	3	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるものに適用する。

ホ　専門スタッフ職俸給表４級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	1	0	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるものに適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（切替日における昇格、降格又は専門スタッフ職俸給表く異動した職員の号俸の特例）

第二条　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格、降格又は専門スタッフ職俸給表く異動（以下この条において「昇格等」という。）した職員（指定職俸給表から専門スタッフ職俸給表く異動した職員を除く。）については、当該昇格等がなかったものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして規則九―八第二十三条、第二十四条の二又は第二十九条の規定を適用する。

（行政職俸給表㈠又は海事職俸給表㈠の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置）

第三条　切替日以後に新たに職員となり、行政職俸給表㈠の適用を受ける者（規則九―八別表第二の行政職俸給表㈠初任給基準表の備考第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる者を除く。）又は海事職俸給表㈠の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が規則九―八別表第三の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号俸の決定に関し必要な事項は、人事院が定める。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号俸の調整）

第四条　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で規則九―八第十一条第四項の規定により職務の級を決定されたものその他人事院の定めるこれに準ずる者の切替日における号俸については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二四―二一

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（届出） **第三条**　職員は、新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。 一・二　（略） 三　第十五条第一項第三号又は第四号の職員たる要件を欠くに至つた場合 （確認及び決定） **第四条**　各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第十五条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2　（略） （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第六条**　普通交通機関等（給与法第十二条第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 **第八条**　給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一～三　（略） 2　（略） （併用者の区分及び支給額） **第八条の三**　給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動	（届出） **第三条**　職員は、新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。 一・二　（略） （新設） （確認及び決定） **第四条**　各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2　（略） （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第六条**　普通交通機関等（新幹線鉄道等及び橋等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 **第八条**　給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一～三　（略） 2　（略） （併用者の区分及び支給額） **第八条の三**　給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動

車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第二項第一号及び第二号に定める額

二　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第一号に定める額

三　（略）

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第十条　給与法第十二条第三項の人事院規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十一条　給与法第十二条第三項の人事院規則で定める住居は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ　給与法第十二条第三項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ　イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三　前二号に掲げる住居のほか、人事院がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（削る）

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2　第七条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第一号に定める額

三　（略）

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第十条　給与法第十二条第三項の人事院規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には官署を異にする異動又は在勤する官署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十一条　給与法第十二条第三項の人事院規則で定める住居は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居とする。

（新設）

（新設）

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第十二条　給与法第十二条第三項及び第四項の人事院規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事院が認めるものであることとする。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十三条　新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2　第七条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十六条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（俸給表の適用の直前の住居に相当する住居）

第十三条　給与法第十二条第四項の人事院規則で定める住居は、俸給表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ　給与法第十二条第四項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ　イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三　前二号に掲げる住居のほか、人事院がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（権衡職員等の範囲）

第十四条　給与法第十二条第四項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

一　新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつた者

二　人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

3　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号イ中「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（俸給表の適用の直前の住居に相当する住居）

第十四条　給与法第十二条第四項の人事院規則で定める住居は、俸給表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（権衡職員等の範囲）

第十五条　給与法第十二条第四項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものとする。

（新設）

（新設）

第十五条　給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一　次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

（削る）

イ　（略）

（削る）

ロ　（略）

二　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三　職員又は配偶者の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上であり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

四　職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上であり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

五　（略）

2　前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

第十六条　給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ　法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ　（略）

ハ　官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ　（略）

二　配偶者（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

（新設）

三　（略）

（新設）

二　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ　当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ　イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三　前二号に掲げる住居のほか、人事院がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（削る）

（削る）

（削る）

（支給日等）

第十六条　通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第十八条第二項第二号及び第二十一条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

（給与法第十二条第五項に規定する官署）

第十七条　給与法第十二条第五項の人事院規則で定める官署は、次に掲げる官署とする。

一　中部国際空港又は関西国際空港の区域に所在する勤務官署

二　住居を得ることが著しく困難である島に準ずる区域に所在する官署で人事院の定めるもの

（給与法第十二条第五項に規定する職員）

第十七条の二　給与法第十二条第五項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　給与法第十二条第一項第一号又は第八条の三第二号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円以下である職員

二　第八条の三第一号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額及び給与法第十二条第二項第二号に定める額の合計額が五万五千円以下である職員

三　第八条の三第三号に掲げる職員

（橋等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十八条　橋等に係る通勤手当の額の算出を行う区間は、島等への交通に利用する橋等の区間及びそれに連続する区間で通常の運賃に加算される運賃を負担することとなるもの並びに当該橋等の利用に係る料金を負担することとなる区間とする。

2　第六条及び第七条の規定は、橋等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第五項第一号に規定する特別運賃等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「橋等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、「運賃等」とあるのは「特別運賃等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第十八条の二　通勤手当は、支給単位期間（第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第二十条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

３　（略）

４　給与法第十二条第六項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第六項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（支給の始期及び終期）

第十七条　（略）

（返納の事由及び額等）

第十八条　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二　（略）

三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十

２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

３　（略）

４　給与法第十二条第六項の人事院規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事院規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして給与法第十二条第二項第一号に定める額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項第一号に定める額を負担しないものとした場合における同条第二項第一号に定める額。次号において同じ。）の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二　職員が給与法第十二条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三　職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、給与法第十二条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（第十九条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（支給の始期及び終期）

第十九条　（略）

（返納の事由及び額等）

第十九条の二　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二　（略）

三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十

五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四　（略）

2　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事院の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ　（略）

二　一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事院の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ　（略）

（削る）

（削る）

五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四　（略）

2　普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び給与法第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事院の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ　（略）

二　一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ　第十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ハに掲げる場合を除く。）　五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事院の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ハ　（略）

3　新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。）が二万円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第一号、

第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

ロ　使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合　人事院の定める額

二　一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロ及びハに掲げる場合以外の場合　二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ　第十八条の二第四項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ハに掲げる場合を除く。）　二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額及び人事院の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ハ　前号ロに掲げる場合　人事院の定める額

4　橋等に係る通勤手当に係る給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る橋等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額

二　使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合　人事院の定める額

5　給与法第十二条第七項の規定により職員に前三項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十九条の三　給与法第十二条第八項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ　ロに掲げる場合以外の場合　普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

ロ　（略）

二　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等若しくは橋等又は第八条第一項第三号の人事院の定める普通交通機関等　一箇月

3　給与法第十二条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（削る）

（支給単位期間）

第十九条　給与法第十二条第八項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

イ　ロに掲げる場合以外の場合　普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

ロ　（略）

二　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第八条第一項第三号の人事院の定める普通交通機関等　一箇月

２　前項第一号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一～五　（略）

第二十条　支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

２・３　（略）

（支給できない場合）

第二十一条　（略）

（雑則）

第二十二条　（略）

２　前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一～五　（略）

第十九条の四　支給単位期間は、第十九条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

２・３　（略）

（支給できない場合）

第二十条　（略）

（雑則）

第二十一条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の給与法（以下この項において「改正前の給与法」という。）第十二条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の規則九―二四（以下この項において「改正前の規則九―二四」という。）第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則九―二四第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第二号に規定する額（改正前の規則九―二四第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第八項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則九―二四第十八条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一　普通交通機関等及び改正前の給与法第十二条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二　改正前の給与法第十二条第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

三　改正前の給与法第十二条第五項第一号に規定する橋等に係る通勤手当

２　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当（同項第三号に掲げる通勤手当を除く。）を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一　前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合　改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額

二　前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合　改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超える場合にあっては、二万円）を減じて得た額

（権衡職員等に関する経過措置）

第三条　この規則による改正後の規則九―二四（次条及び附則第五条において「改正後の規則九―二四」という。）第十三条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

第四条　改正後の規則九―二四第十四条の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第五条　改正後の規則九―二四第十五条第一項第三号及び第四号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第六条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）	（略）	（略）	（略）
規則九―二四（通勤手当）	第三条の通勤届	通勤届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第一項の要件の具備を証明する書類	新幹線鉄道等に係る特例の支給要件を具備するかを確認するための書類	
	第四条第二項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年
規則九―三〇（特殊勤務手当）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

改正前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）	（略）	（略）	（略）
規則九―二四（通勤手当）	第三条の通勤届	通勤届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第二項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年
規則九―三〇（特殊勤務手当）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

（人事院規則一―七九の一部改正）

第七条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （削る） **第九条及び第十条**　削除	**附　則** （改正後の人事院規則九―二四における暫定再任用職員に関する経過措置） **第九条**　次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員であって、規則九―二四第十六条第一号に規定する常例にあるものは、給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。 一　令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 二　令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 **第十条**　令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十三条の規定による改正後の規則九―二四第十六条の規定の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三四―三四

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（支給官職） **第二条**　給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表㈠の適用を受ける職員の官職で次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略）	（支給官職） **第二条**　給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表㈠の適用を受ける職員の官職で次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略）

三　前二号に掲げる官職以外の官職で規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―四九（地域手当）（以下この項において「旧規則九―四九」という。）別表第一に掲げる地域以外の地域に所在する官署（旧規則九―四九別表第二に掲げる官署を除く。）に置かれるもの又は旧規則九―四九第三条の規定により地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされていた地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされていた官署を除く。）若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされていた官署に置かれる官職

四　旧規則九―四九第三条の規定により地域手当の級地が四級地とされていた地域に所在する官署（当該級地が一級地、二級地又は三級地とされていた官署を除く。）又は当該級地が四級地とされていた官署に置かれる官職

五　旧規則九―四九第三条の規定により地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされていた地域に所在する官署又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされていた官署に置かれる官職

2・3　（略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―六三

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（一時差止処分の手続） **第六条の三**　各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、給与法第十九条の六第一項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事院に通知しなければならない。	（一時差止処分の手続） **第六条の三**　各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、給与法第十九条の六第一項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事院に通知しなければならない。
（勤勉手当の成績率） **第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十四以上百分の三百十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分の三百七十五以下）	（勤勉手当の成績率） **第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百二十一・五以上百分の二百五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十五・五以上百分の二百四十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十六・五以上百分の二百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十・五以上百分の二百五十五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の百一（特定管理職員にあつては、百分の百二十一）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十一・五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百三十八以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十七以上百分の百三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十七以上百分の百八十五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の九十六（特定管理職員にあつては、百分の百十一）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十七・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百一・五以下）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十三・七五以上百分の二百十二・五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、百分の百六・二五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の百・二五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十一・七五以下

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十以上百分の百二十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十一以上百分の百四十五・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十八・五）、十二月に支給する場合には百分の百三・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十三・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百九以下）、十二月に支給する場合には百分の九十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三十五・五以上百分の二百十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百四十・五以上百分の二百二十九以下）、十二月に支給する場合には百分の百八十二・五以上百分の二百八十二以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の二百九十二以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百十四・五以上百分の百三十五・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十四・五以上百分の百八十二・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の九十三・五（特定管理職員にあつては、百分の百八・五）、十二月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十五以下（特定管理職員にあつては、百分の九十九以下）、十二月に支給する場合には百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十二・五以上百分の二百十以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官（以下このイにおいて「事務次官等」という。）にあつては、百分の百五）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の二百十五以下（事務次官等にあつては、百分の百七・五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の九十九、十二月に支給する場合には百分の百・一・五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十・五以下、十二月に支給する場合には百分の九十三以下

四　任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の七十七・五以下

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の七十一以下

2　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員であつて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　前項第四号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員　前項第四号イ及びロ中「「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ロ中「「良好」」とあるのは「「中位」と、同号ハ中「「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。

3　（略）

4　第一項の場合において、直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上又は上位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員について同項第一号イからハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）、同項第三号イ又はロ並びに第四号イ又はロのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下又は下位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の直近の業績評価の全体評語が付された理由、人事評価政令第六条第一項に規定する個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

5　（略）

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十一・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十一・五以上）

（新設）

2　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員であつて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

（新設）

3　（略）

4　第一項の場合において、直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上又は上位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員について同項第一号イからハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下又は下位の段階である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の直近の業績評価の全体評語が付された理由、人事評価政令第六条第一項に規定する個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

5　（略）

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の五十・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十・二五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十八（特定管理職員にあつては、百分の五十八）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十六以下（特定管理職員にあつては、百分の五十六以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十四・五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十九以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十六（特定管理職員にあつては、百分の五十三）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十四以下（特定管理職員にあつては、百分の五十一以下）

２　（略）

３　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）、同項第三号イ又はロ並びに第四号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五七

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十六・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）、十二月に支給する場合には百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十四・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の五十三・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十七・七五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十四・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十一・七五）、十二月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十二・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）

２　（略）

３　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで（当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く。）並びに同項第三号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。

改正後

（給与法第十一条の七の規定による地域手当）

第十一条　給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた第二条に規定する地域若しくは官署又は第四条に規定する空港の区域（以下この条、次条及び第十四条第一項第二号において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等又は第六条に規定する官署（以下この条及び次条において「特別移転官署」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であって同条第一項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤をしていたものにあっては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等又は特別移転官署に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなるときを含む。）。

二　検察官であった者、給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であった者又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、俸給表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき（定年前再任用短時間勤務職員であって法第六十条の二第一項の規定による採用の前日に俸給表の適用を受ける職員（当該地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又は当該在勤する官署の移転の日前六箇月以内に検察官、行政執行法人職員等若しくは国派遣職員から人事交流等により引き続き当該俸給表の適用を受ける職員となったものに限る。）として勤務していたものにあっては、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）。

三　前二号に掲げるもののほか、前二号に掲げるものとの権衡上必要がある場合として人事院が定める場合

改正前

（給与法第十一条の七の規定による地域手当）

第十一条　給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた第二条に規定する地域若しくは官署又は第四条に規定する空港の区域（以下この条及び次条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等又は第六条に規定する官署（以下この条及び次条において「特別移転官署」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき。

二　検察官であった者、給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であった者又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、俸給表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき。

三　検察官であった者、行政執行法人職員等であった者又は国派遣職員であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等又は特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき（前号に該当するときを除く。）。

２　給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　前項第一号に掲げる場合　当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（次号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合（給与法第十一条の七第二項第一号に規定するみなし特例支給割合をいう。次号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

二　前項第二号に掲げる場合　適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合のうち最も低い割合

三　前項第三号に掲げる場合　別に人事院が定める割合

第十二条　給与法第十一条の七第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　職員がその在勤する官署を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。以下この号において同じ。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき（定年前再任用短時間勤務職員であって法第六十条の二第一項の規定による採用の前日に当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあっては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなるときを含む。）。

二　検察官であった者、行政執行法人職員等であった者又は国派遣職員であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者がその在勤する官署を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた特別移転官署に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員と

２　給与法第十一条の七第一項の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　前項第一号に掲げる場合　当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（第三号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合（給与法第十一条の七第二項第一号に規定するみなし特例支給割合をいう。第三号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

二　前項第二号に掲げる場合　当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は第四条各号に定める割合

三　前項第三号に掲げる場合　適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転官署を除く。）若しくは特別移転官署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合又はみなし特例支給割合のうち最も低い割合

第十二条　給与法第十一条の七第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　職員がその在勤する官署を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた特別移転官署に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき。

二　検察官であった者、行政執行法人職員等であった者又は国派遣職員であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者がその在勤する官署を異にする異動又はその在勤する官署の移転の日の前日に在勤していた特別移転官署に俸給表の適用を受ける職員として引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であって、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間を俸給表の適用を受ける職員と

して勤務していたものとしたときに、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。以下この号において同じ。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき（定年前再任用短時間勤務職員であって法第六十条の二第一項の規定による採用の前日に俸給表の適用を受ける職員（当該官署を異動する官署の移転の日前六箇月以内に検察官、行政執行法人職員等若しくは国派遣職員から人事交流等により引き続き当該俸給表の適用を受ける職員となったものに限る。）として勤務していたものにあっては、適用日前の検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を同項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）。

三　前二号に掲げるもののほか、前二号に掲げるものとの権衡上必要がある場合として人事院が定める場合

第十三条　（略）

2　給与法第十一条の七第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。

二　前号に掲げるもののほか、人事院が定めるもの

第十四条　給与法第十一条の七第三項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいうものとする。

一　人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者であり、かつ、適用日前三年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間に第二条に規定する地域において勤務していた職員（適用日前三年以内の期間において、かつて俸給表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き検察官又は行政執行法人職員等となったものにあっては、当該期間に同条に規定する地域又は官署において勤務していた者）のうち、適用日前三年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に給与法第十一条の七第一項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

二　前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあった職員のうち、当該異動等に準ずるものがあった日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを給与法第十一条の七第一項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

して勤務していたものとしたときに、当該特別移転官署又は当該特別移転官署以外の特別移転官署若しくは地域手当支給地域等（当該異動又は移転の日から一年を経過するまでの間においてみなし特例支給割合又は給与法第十一条の三第二項各号に定める割合若しくは第四条各号に定める割合が同日の前日に在勤していた特別移転官署に係るみなし特例支給割合以上となる特別移転官署又は地域手当支給地域等に限る。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるとき。

（新設）

第十三条　（略）

（新設）

第十四条　給与法第十一条の七第三項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、適用日前二年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。第二号において同じ。）を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものとする。

一　人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者であること。

二　適用日前二年以内の検察官又は行政執行法人職員等として勤務していた期間に第二条に規定する地域において勤務していた者（適用日前二年以内の期間において、かつて俸給表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き検察官又は行政執行法人職員等となったものにあっては、当該期間に同条に規定する地域又は官署において勤務していた者）であること。

三　前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあった職員で、当該異動等に準ずるものがあった日の前日に給与法第十一条の七第一項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として同条第三項の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあった日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者

四　前条第二項第二号に掲げる異動等に準ずるものがあった職員のうち、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認める者

2　前項第一号から第三号までに規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項第一号から第三号までの場合に具備することとなる給与法第十一条の七第一項の支給要件に基づき、同項の規定により支給されることとなる額及び期間とし、前項第四号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、別に人事院が定める。

3　（略）

（削る）

（雑則）

第十六条・第十七条　（略）

附　則

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

2　前項に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項の場合に具備することとなる給与法第十一条の七第一項の支給要件に基づき、同項の規定により支給されることとなる額及び期間とする。

3　（略）

（支給地域等の見直し）

第十六条　給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域及び同条第二項の地域手当の級地については、十年ごとに見直すのを例とする。

（雑則）

第十七条・第十八条　（略）

附　則

（給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一　一級地　百分の二十

二　二級地　百分の十六

三　三級地　百分の十五

四　四級地　百分の十二

五　五級地　百分の十

六　六級地　百分の六

七　七級地　百分の三

（給与法第十一条の五の規定による地域手当の支給割合）

第三条　平成二十六年改正法附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十一条の五の人事院規則で定める割合は、百分の十六とする。

（平成三十年十月一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置）

第四条　平成三十年十月一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合（同項の異動等前の支給割合に係る人事院規則で定める場合にあっては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であって、同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三

（削る）

別表第一（第二条、第三条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	五級地
宮城県	仙台市　多賀城市	四級地
茨城県	一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　つくば市	二級地
	三　取手市　守谷市	三級地
	四　水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市　牛久市	四級地
栃木県		五級地
群馬県	前橋市　高崎市　太田市	五級地
埼玉県	一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　さいたま市　志木市　和光市	三級地
	三　川越市　東松山市　上尾市　朝霞市　坂戸市	四級地
千葉県	一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　千葉市　成田市　袖ケ浦市　印西市	三級地
	三　市川市　船橋市　松戸市　佐倉市　柏市　市原市　富津市　浦安市	四級地
東京都	一　次号に掲げる地域以外の地域	二級地
	二　特別区	一級地
神奈川県	一　次号に掲げる地域以外の地域	三級地
	二　横浜市　川崎市　藤沢市　厚木市	二級地
富山県	富山市	五級地
石川県	金沢市	五級地
山梨県	甲府市	五級地

第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が改定されたとき（次項において「支給割合の改定の場合」という。）及び次に掲げる場合」と、同条第二項第一号中「前項第一号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第一号に掲げる場合」と、「第三号において」とあるのは「以下この項において」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合）」と、同項第二号及び第三号中「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合）」とする。

（雑則）

第五条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

別表第一（第二条、第三条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	七級地
宮城県	多賀城市	五級地
	仙台市	六級地
	名取市	七級地
茨城県	取手市　つくば市	二級地
	守谷市	三級地
	牛久市	四級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	五級地
	古河市　ひたちなか市　神栖市	六級地
	笠間市　鹿嶋市　筑西市	七級地
栃木県	宇都宮市　大田原市　下野市	六級地
	栃木市　鹿沼市　小山市　真岡市	七級地
群馬県	高崎市	六級地
	前橋市　太田市　渋川市	七級地
埼玉県	和光市	二級地
	さいたま市　志木市	三級地
	東松山市　朝霞市	四級地
	坂戸市	五級地
	川越市　川口市　行田市　所沢市　飯能市　加須市　春日部市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　久喜市　三郷市　幸手市　比企郡滑川町　比企郡鳩山町　北葛飾郡杉戸町	六級地
	熊谷市	七級地

長野県	長野市　松本市　塩尻市	五級地
岐阜県	岐阜市	五級地
静岡県	一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　裾野市	三級地
	三　静岡市	四級地
愛知県	一　次号に掲げる地域以外の地域	四級地
	二　名古屋市　刈谷市　豊田市　豊明市	三級地
三重県	一　次号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　四日市市　鈴鹿市	四級地
滋賀県	一　次号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　大津市　草津市　栗東市	四級地
京都府		四級地
大阪府	一　次号に掲げる地域以外の地域	三級地
	二　大阪市　吹田市	二級地
兵庫県	一　次の各号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　西宮市　芦屋市　宝塚市	三級地
	三　神戸市　尼崎市　明石市　伊丹市　川西市　三田市	四級地
奈良県	一　次号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　奈良市　大和郡山市　天理市	四級地
和歌山県	和歌山市　橋本市	五級地
岡山県	岡山市　倉敷市	五級地
広島県	一　次号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　広島市	四級地
香川県	高松市	五級地
福岡県	一　次号に掲げる地域以外の地域	五級地
	二　福岡市　春日市　福津市	四級地

千葉県	袖ケ浦市　印西市	二級地
	千葉市　成田市	三級地
	船橋市　浦安市	四級地
	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　富津市	五級地
	野田市　茂原市　東金市　柏市　流山市　印旛郡酒々井町　印旛郡栄町	六級地
	木更津市　君津市　八街市	七級地
東京都	特別区	一級地
	武蔵野市　調布市　町田市　小平市　日野市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市	二級地
	八王子市　青梅市　府中市　昭島市　東村山市　国立市　福生市　稲城市　西東京市	三級地
	立川市　東大和市	四級地
	三鷹市　あきる野市	五級地
	東久留米市	六級地
	武蔵村山市	七級地
神奈川県	横浜市　川崎市　厚木市	二級地
	鎌倉市	三級地
	相模原市　藤沢市	四級地
	横須賀市　平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　大和市	五級地
	三浦市　秦野市　三浦郡葉山町　中郡二宮町	六級地
新潟県	新潟市	七級地
富山県	富山市	七級地
石川県	金沢市　河北郡内灘町	七級地
福井県	福井市	七級地
山梨県	甲府市	六級地
	南アルプス市	七級地
長野県	塩尻市	六級地
	長野市　松本市　諏訪市　伊那市	七級地

岐阜県	岐阜市	六級地
	大垣市　多治見市　美濃加茂市　各務原市　可児市	七級地
静岡県	静岡市　沼津市　磐田市　御殿場市	六級地
	浜松市　三島市　富士宮市　富士市　焼津市　掛川市　藤枝市 袋井市	七級地
愛知県	刈谷市　豊田市	二級地
	名古屋市　豊明市	三級地
	西尾市　知多市　みよし市	五級地
	岡崎市　瀬戸市　春日井市　豊川市　津島市　碧南市　安城市 犬山市　江南市　田原市　弥富市　西春日井郡豊山町	六級地
	豊橋市　一宮市　半田市　常滑市　小牧市　海部郡飛島村	七級地
三重県	鈴鹿市	四級地
	四日市市	五級地
	津市　桑名市　亀山市	六級地
	名張市　伊賀市	七級地
滋賀県	大津市　草津市　栗東市	五級地
	彦根市　守山市　甲賀市	六級地
	長浜市　東近江市	七級地
京都府	京田辺市	四級地
	京都市	五級地
	宇治市　亀岡市　向日市　木津川市	六級地
大阪府	大阪市　守口市	二級地
	池田市　高槻市　大東市　門真市	三級地
	豊中市　吹田市　寝屋川市　箕面市　羽曳野市	四級地
	堺市　枚方市　茨木市　八尾市　柏原市　東大阪市　交野市	五級地
	岸和田市　泉大津市　泉佐野市　富田林市　河内長野市　和泉市 藤井寺市　泉南市　阪南市　泉南郡熊取町　泉南郡田尻町　泉 南郡岬町　南河内郡太子町	六級地

兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	三級地
	神戸市	四級地
	尼崎市　伊丹市　川西市　三田市	五級地
	明石市　赤穂市	六級地
	姫路市　加古川市　三木市	七級地
奈良県	天理市	四級地
	奈良市　大和郡山市	五級地
	大和高田市　橿原市　香芝市　北葛城郡王寺町	六級地
	桜井市　宇陀市	七級地
和歌山県	和歌山市　橋本市	六級地
岡山県	岡山市	七級地
広島県	広島市	五級地
	三原市　東広島市　廿日市市　安芸郡海田町　安芸郡坂町	七級地
山口県	周南市	七級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	七級地
香川県	高松市	六級地
	坂出市	七級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	五級地
	太宰府市　糸島市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	六級地
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	七級地
長崎県	長崎市	七級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事院が適当であると認める官署とし、第三条の級地は当該官署ごとに人事院が定める級地とする。

（削る）

（削る）

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第二（第二条、第三条関係）

第二条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第三条の級地は当該官署の区分に応じ当該各号に定める級地とする。

一　総務省関東総合通信局電波監理部　五級地

二　前号に掲げる官署と同様に取り扱うことが適当であると人事院が認める官署　官署ごとに人事院が定める級地

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）

第二条　令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域は、この規則による改正後の規則九―四九第二条の規定にかかわらず、附則別表第一に掲げる地域とし、同項の人事院規則で定める官署は、同条の規定にかかわらず、附則別表第二に掲げる官署とする。

第三条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次条において「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項の人事院規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事院規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　二十パーセント級地　百分の二十
二　十六パーセント級地　百分の十六
三　十五パーセント級地　百分の十五
四　十四パーセント級地　百分の十四
五　十三パーセント級地　百分の十三
六　十二パーセント級地　百分の十二
七　十一パーセント級地　百分の十一
八　十パーセント級地　百分の十
九　九パーセント級地　百分の九
十　八パーセント級地　百分の八
十一　七パーセント級地　百分の七
十二　六パーセント級地　百分の六
十三　五パーセント級地　百分の五
十四　四パーセント級地　百分の四
十五　三パーセント級地　百分の三
十六　二パーセント級地　百分の二
十七　一パーセント級地　百分の一

第四条　令和六年改正法附則第七条第一項後段の人事院規則で定める級地は、附則別表第一及び附則別表第二に定めるとおりとする。

（令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の七の規定による地域手当に関する経過措置）

第五条　令和十年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の規則九―四九第十一条及び第十二条の規定の適用については、同規則第十一条第一項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合であって、同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域、官署又は空港の区域に係る給与法第十一条の三第二項各号に定める割合又は給与法第十一条の四の人事院規則で定める割合が変更されたとき（次項第一号において「支給割合の変更の場合」という。）及び次に」と、同条第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第一号」と、「第四条各号に定める割合」とあるのは「第四条各号に定める割合（異動又は移転の日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間においてこれらの割合が変更された場合にあっては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合。次号及び次条において同じ。）」とする。

（改正後の人事院規則九―四九における暫定再任用職員に関する経過措置）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則九―四九第十一条から第十四条までの規定を適用する。この場合において、同規則第十一条第一項第一号中「同条第一項」とあるのは「同条第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この条、次条及び第十三条において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、同項第二号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「同項」とあるのは「法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、第十二条第一号及び第二号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、同条第二号中「同項」とあるのは「法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、第十三条第二項第一号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第七条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与	**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与
人事管理文書の区分 / 人事管理文書の例 / 保存期間 / 保存期間満了時の措置 （略） / （略） / （略） / （略） 規則九―四九（地域手当） / 第十六条の報告の文書 / 官署が移転する場合の報告の文書 / 三年 / 廃棄 （略） / （略） / （略） / （略） / （略）	人事管理文書の区分 / 人事管理文書の例 / 保存期間 / 保存期間満了時の措置 （略） / （略） / （略） / （略） 規則九―四九（地域手当） / 第十七条の報告の文書 / 官署が移転する場合の報告の文書 / 三年 / 廃棄 （略） / （略） / （略） / （略） / （略）
三～二十　（略） 備考 一～五　（略）	三～二十　（略） 備考 一～五　（略）

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―四九（地域手当）の項に掲げる人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

（雑則）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	三パーセント級地
宮城県	多賀城市	九パーセント級地
	仙台市	七パーセント級地
	名取市	二パーセント級地
茨城県	つくば市	十六パーセント級地
	取手市	十五パーセント級地
	守谷市	十四パーセント級地
	牛久市	十一パーセント級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	九パーセント級地
	古河市　ひたちなか市　神栖市	五パーセント級地
	笠間市　鹿嶋市　筑西市	三パーセント級地
	石岡市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　潮来市　常陸大宮市　桜川市　行方市　鉾田市　小美玉市　東茨城郡茨城町　東茨城郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡河内町	二パーセント級地
栃木県	宇都宮市　大田原市　下野市	五パーセント級地
	栃木市　鹿沼市　小山市　真岡市	三パーセント級地
	足利市　佐野市　日光市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　那須郡那珂川町	二パーセント級地

群馬県	高崎市
	前橋市　太田市
	渋川市
埼玉県	和光市
	さいたま市　志木市
	東松山市　朝霞市
	坂戸市
	川越市　上尾市
	川口市　行田市　北葛飾郡杉戸町　所沢市　飯能市　加須市　春日部市　羽生市　鴻巣市　深谷市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　久喜市　三郷市　幸手市　比企郡滑川町
	熊谷市
	秩父市　本庄市
千葉県	袖ケ浦市　印西市
	千葉市　成田市
	船橋市　浦安市
	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　富津市
	柏市
	野田市　茂原市　東金市　流山市　印旛郡酒々井町　印旛郡栄町
	木更津市　君津市　八街市
	銚子市　館山市　旭市　勝浦市　匝瑳市　香取市　いすみ市　山武郡芝山町　長生郡一宮町
東京都	特別区
	武蔵野市　調布市　町田市　小平市　日野市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市
	八王子市　青梅市　府中市　昭島市　東村山市　国立市　福生市　稲城市　西東京市
	立川市　三鷹市　東大和市　あきる野市
	東久留米市
	武蔵村山市
	西多摩郡瑞穂町　西多摩郡奥多摩町　大島町　新島村　三宅村　八丈町　小笠原村

五パーセント級地
三パーセント級地
二パーセント級地
十五パーセント級地
十四パーセント級地
十一パーセント級地
九パーセント級地
七パーセント級地
五パーセント級地
三パーセント級地
二パーセント級地
十五パーセント級地
十四パーセント級地
十一パーセント級地
九パーセント級地
七パーセント級地
五パーセント級地
三パーセント級地
二パーセント級地
二十パーセント級地
十六パーセント級地
十五パーセント級地
十四パーセント級地
十パーセント級地
七パーセント級地
四パーセント級地

神奈川県	横浜市　川崎市　厚木市	十六パーセント級地
	鎌倉市　藤沢市	十四パーセント級地
	相模原市	十二パーセント級地
	横須賀市　平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　大和市	十一パーセント級地
	三浦市　秦野市　三浦郡葉山町　中郡二宮町	十パーセント級地
	足柄上郡松田町　足柄下郡箱根町　愛甲郡愛川町	四パーセント級地
新潟県	新潟市	二パーセント級地
富山県	富山市	三パーセント級地
石川県	金沢市	三パーセント級地
	河北郡内灘町	二パーセント級地
福井県	福井市	二パーセント級地
山梨県	甲府市	五パーセント級地
	南アルプス市	二パーセント級地
長野県	塩尻市	五パーセント級地
	長野市　松本市	三パーセント級地
	諏訪市　伊那市	二パーセント級地
岐阜県	岐阜市	五パーセント級地
	大垣市　多治見市　美濃加茂市　各務原市　可児市	二パーセント級地
静岡県	裾野市	十四パーセント級地
	静岡市	七パーセント級地
	沼津市　磐田市　御殿場市	五パーセント級地
	浜松市　三島市　富士宮市　富士市　焼津市　掛川市　藤枝市　袋井市	三パーセント級地
	熱海市　伊東市　島田市　下田市　伊豆市　御前崎市　菊川市　伊豆の国市　牧之原市　賀茂郡河津町　賀茂郡松崎町　駿東郡長泉町　駿東郡小山町　榛原郡吉田町　榛原郡川根本町	二パーセント級地
愛知県	刈谷市　豊田市	十五パーセント級地
	名古屋市　豊明市	十四パーセント級地
	西尾市　知多市　みよし市	九パーセント級地
	岡崎市　瀬戸市　春日井市　豊川市　津島市　碧南市　安城市　犬山市　江南市　田原市　弥富市　西春日井郡豊山町	七パーセント級地
	豊橋市　一宮市　半田市　常滑市　小牧市　海部郡飛島村	六パーセント級地
	蒲郡市　新城市　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	四パーセント級地

三重県	鈴鹿市	十一パーセント級地
	四日市市	九パーセント級地
	津市　桑名市　亀山市	五パーセント級地
	名張市　伊賀市	三パーセント級地
	伊勢市　松阪市　尾鷲市　鳥羽市　熊野市　志摩市　多気郡大台町　北牟婁郡紀北町	二パーセント級地
滋賀県	大津市　草津市　栗東市	九パーセント級地
	彦根市　守山市　甲賀市	五パーセント級地
	長浜市　東近江市	三パーセント級地
	近江八幡市　高島市	二パーセント級地
京都府	京田辺市	十一パーセント級地
	京都市	九パーセント級地
	宇治市　亀岡市　向日市　木津川市	七パーセント級地
	福知山市　舞鶴市　綾部市　宮津市　京丹後市　南丹市　久世郡久御山町	四パーセント級地
大阪府	大阪市	十六パーセント級地
	守口市	十五パーセント級地
	池田市　吹田市　高槻市　大東市　門真市	十四パーセント級地
	豊中市　寝屋川市　箕面市　羽曳野市	十二パーセント級地
	堺市　枚方市　茨木市　八尾市　柏原市　東大阪市　交野市	十一パーセント級地
	岸和田市　泉大津市　泉佐野市　富田林市　河内長野市　和泉市　藤井寺市　泉南市　阪南市　泉南郡熊取町　泉南郡田尻町　泉南郡岬町　南河内郡太子町	十パーセント級地
兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	十四パーセント級地
	神戸市	十一パーセント級地
	尼崎市　伊丹市　川西市　三田市	九パーセント級地
	明石市	七パーセント級地
	赤穂市	五パーセント級地
	姫路市　加古川市　三木市	三パーセント級地
	洲本市　相生市　豊岡市　西脇市　小野市　丹波篠山市　養父市　丹波市　朝来市　宍粟市　加東市　たつの市　多可郡多可町　美方郡香美町　美方郡新温泉町	二パーセント級地
奈良県	天理市	十一パーセント級地
	奈良市　大和郡山市	九パーセント級地
	大和高田市　橿原市　香芝市　北葛城郡王寺町	五パーセント級地
	桜井市	三パーセント級地
	五條市　高市郡明日香村　吉野郡吉野町　吉野郡大淀町　吉野郡下市町　吉野郡十津川村　吉野郡下北山村　吉野郡川上村	二パーセント級地

和歌山県	和歌山市　橋本市	五パーセント級地
岡山県	岡山市	三パーセント級地
	倉敷市	二パーセント級地
広島県	広島市	九パーセント級地
	三原市　東広島市　廿日市市　安芸郡海田町　安芸郡坂町	三パーセント級地
	呉市　竹原市　尾道市　福山市　府中市　三次市　庄原市　大竹市　安芸高田市　山県郡安芸太田町　豊田郡大崎上島町　世羅郡世羅町　神石郡神石高原町	二パーセント級地
山口県	周南市	二パーセント級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	二パーセント級地
香川県	高松市	五パーセント級地
	坂出市	二パーセント級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	九パーセント級地
	太宰府市　糸島市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	五パーセント級地
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	三パーセント級地
	大牟田市　久留米市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　中間市　小郡市　宗像市　うきは市　宮若市　朝倉市　みやま市 遠賀郡水巻町　朝倉郡東峰村　田川郡添田町　京都郡苅田町	二パーセント級地
長崎県	長崎市	二パーセント級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第二（附則第二条及び附則第四条関係）

附則第二条の官署は民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事院が適当であると認める官署とし、附則第四条の級地は当該官署ごとに人事院が定める級地とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五四―一一

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用除外職員） **第二条**　給与法第十一条の十第一項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　（略）	（適用除外職員） **第二条**　給与法第十一条の十第一項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　（略）

二　職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与法第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（権衡職員の範囲）

第四条　給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つているものとする。

（届出）

第五条　新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、各庁の長において居住の実情を認定することができる場合として人事院が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第六条　各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2　（略）

二　職員の扶養親族たる者（給与法第十一条に規定する扶養親族で給与法第十一条の二第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（権衡職員の範囲）

第四条　給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つているものとする。

（届出）

第五条　新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2　（略）

（新設）

（確認及び決定）

第六条　各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2　（略）

（支給の始期及び終期）

第八条　住居手当の支給は、職員が新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事院が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　（略）

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特地勤務手当の月額） **第二条**　（略） ２　前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける俸給の月額）とする。 一～三　（略） ３　次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～六　（略） ４　次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） （特地勤務手当に準ずる手当） **第四条**　（略） ２　給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日。以下この条及び第十一条において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける俸給の月額。第六条において「異動等の日の俸給	（特地勤務手当の月額） **第二条**　（略） ２　前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。 一～三　（略） ３　次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～六　（略） ４　次の各号に掲げる職員に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） （特地勤務手当に準ずる手当） **第四条**　（略） ２　給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に勤務することとなつた場合（人事院が定める場合に限る。）には、その日前の人事院が定める日。以下この条及び第十一条において同じ。）に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額（第六条において「異動等の日の俸給等の合計額」という。）に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応

等の合計額」という。）に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額（同条において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

（略）

3　次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一～四　（略）

4　（略）

第五条　（略）

2　給与法第十四条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この条において同じ。）又は法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつた職員で、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二　新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用若しくは法第六十条の二第一項の規定による採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三　法第六十条の二第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与法第十四条第二項に規定する新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四　法第六十条の二第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五　前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事院が認めるもの

3　給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員　当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに第十一条第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額（同条において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

（略）

3　次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一～四　（略）

4　（略）

第五条　（略）

2　給与法第十四条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　交流採用（官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつた職員で、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二　新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

（新設）

（新設）

3　給与法第十四条第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員　当該職員が俸給表の適用を受けることとなつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項（同条第三項及び第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに第十一条第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

二　（略）	二　（略）
三　前項第二号に規定する職員　当該職員の指定日に在勤する官署が、当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額	三　前項第二号に規定する職員　当該職員の指定日に在勤する官署が当該職員の俸給表の適用を受けることとなつた日又は法第六十条の二第一項の規定による採用をされた日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
四　前項第三号に規定する職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額	（新設）
五　前項第四号に規定する職員　当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額	（新設）
六　前項第五号に規定する職員　別に人事院が定める期間及び額	（新設）
4　（略）	4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正後の人事院規則九―五五における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。次条第一項において「令和三年改正法」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九―五五（以下「改正後の規則九―五五」という。）第二条第二項から第四項まで並びに第四条第二項及び第三項の規定を適用する。

2　暫定再任用職員に対する改正後の規則九―五五第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第六十条の二第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「法第六十条の二第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条　改正後の規則九―五五第五条第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定（以下この条において「法第六十条の二第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2　改正後の規則九―五五第五条第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3　改正後の規則九―五五第五条第二項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第六十条の二第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

（令和十年三月三十一日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第四条　令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における規則九―五五第三条の規定の適用については、同条中「規則九―四九（地域手当）別表第二」とあるのは「規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則別表第二」と、「給与法第十一条の三」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第七条第一項」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八〇―七

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

（扶養親族の範囲）

第二条　給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二　（略）

（届出）

第三条　新たに給与法第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、事務総長が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。次項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、各庁の長において扶養の事実等を認定することができる場合として人事院が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（認定）

第四条　各庁の長は、前条第一項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2　各庁の長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を事務総長が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

3　（略）

（支給の始期及び終期）

第五条　扶養手当の支給は、職員が新たに給与法第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事院が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（雑則）

第六条　（略）

（削る）

附　則

（施行期日）

1　（略）

改正前

（扶養親族の範囲）

第二条　給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

二　（略）

（届出）

第三条　給与法第十一条の二第一項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（新設）

（認定）

第四条　各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2　各庁の長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3　（略）

（新設）

（雑則）

第五条　（略）

2　扶養親族届及び扶養手当認定簿の様式等に関し必要な事項は、事務総長が定める。

附　則

（施行期日）

1　（略）

（令和六年改正法附則第六条の規定が適用される間の読替え）

2　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の二中「給与法第十一条第一項の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第六条の規定により読み替えられた給与法（以下「読替え後の給与法」という。）第十一条第一項に規定する職務の級が行政職俸給表(一)の九級以上に相当する職員として」と、第二条及び第二条の二中「給与法」とあるのは「読替え後の給与法」と、第三条第一項中「新たに給与法」とあるのは「新たに読替え後の給与法」と、第五条第一項中「給与法」とあるのは「読替え後の給与法」とする。

（行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する職員）

3　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第六条の規定により読み替えられた給与法第十一条第一項に規定する職務の級が行政職俸給表(一)の八級以上に相当する職員として人事院規則で定める職員は、第一条の二及び第二条の二に規定する職員とする。

（平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

2　平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条中「給与法第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とする。

（行政職俸給表(一)の八級以上の職員に相当する職員）

3　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた給与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
三　公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの
四　公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの
五　海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの
六　教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
七　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
八　医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
九　医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
十　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
給与法			
（略）	（略）	（略）	（略）
第十九条の六第二項（第十九条の七第五項又は第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の申立ての文書	期末手当又は勤勉手当の一時差止処分の取消しの申立ての文書	五年	廃棄

改　正　前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
給与法			
第十一条の二第一項の届出の文書	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
第十九条の六第二項（第十九条の七	期末手当又は勤勉手当の一時差止処	五年	

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表給与法の項及び規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表給与法の項及び規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げるものを除く。）の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八九―七

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

第二十条の命令の文書	俸給の更正の命令の文書	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―八〇（扶養手当）	第三条第一項の扶養親族届	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第三項の事実等を証明する書類	扶養の事実等を証明する書類		
	第四条第二項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～五　（略）				

第五項又は第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の申立ての文書	俸給の更正の命令の文書	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―八〇（扶養手当）	第四条第二項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第三項の事実等を証明する書類	扶養の事実等を証明する書類	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三～二十　（略）				
備考				
一～五　（略）				

改正後

（やむを得ない事情）

第二条　給与法第十二条の二第一項の人事院規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二～五　（略）

（権衡職員の範囲等）

第五条　給与法第十二条の二第三項の人事院規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。

２　給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

（削る）

イ　（略）

（削る）

ロ　（略）

二～六　（略）

七　第二号から前号までの規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「新たに俸給表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第二条」とあるのを「前項」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八　（略）

（届出）

第七条　新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第三項及び次条において同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

２　（略）

３　第一項の規定にかかわらず、各庁の長において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事院が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

改正前

（やむを得ない事情）

第二条　給与法第十二条の二第一項及び第三項の人事院規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

二～五　（略）

（権衡職員の範囲等）

第五条　給与法第十二条の二第三項の任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員は、人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者とする。

２　給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ　法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ　（略）

ハ　官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ　（略）

二～六　（略）

七　第二号から前号までの規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「検察官であった者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八　（略）

（届出）

第七条　新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

２　（略）

（新設）

（確認及び決定）

第八条　各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2　（略）

（支給の始期及び終期）

第九条　単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与法第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日（人事院が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事院が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正後の規則九―八九第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（削る）	（改正後の人事院規則九―八九における暫定再任用職員等に関する経過措置）
第十二条から第十四条まで　削除	**第十二条**　次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則九―八九第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する官署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。 一　令和三年改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令和五年旧法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第八十一条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二　令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定による採用（法第八十一条の六第一項の規定により退職した日（法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第六十条の二第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第五条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十三条　令和三年改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第六十条の二第一項の規定により採用された職員に対する第十八条の規定による改正後の規則九―八九第五条第二項の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第十四条　施行日前に、第十八条の規定による改正前の規則九―八九第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―九三―四

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等） **第二条**　給与法第十九条の三第三項の人事院規則で定める勤務は、同条第一項（育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四条において同じ。）の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次項に規定する職員がしたものを除く。）とする。 （削る） （削る） ２　給与法第十九条の三第三項の人事院規則で定める職員は、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「特定任期付職員」という。）のうち規則九―二（俸給表の適用範囲）第十五条各号に掲げる職員とする。 **第三条**　（略） 一～四　（略） 五　特定任期付職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸給表の号俸又は同条第三項（育児休業法第十九条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第五号において同じ。）の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ　六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額　一万二千円 ロ～ニ　（略）	（管理職員特別勤務手当の額等） **第二条**　給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。 一　勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。） 二　次項第五号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務 （新設） ２　（略） 一～四　（略） 五　任期付職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸給表の号俸又は俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ　六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第七条第三項（育児休業法第十九条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による俸給月額　一万二千円 ロ～ニ　（略）

六　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は同条第四項（育児休業法第十八条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第六号において同じ。）の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額　一万二千円

ロ～ニ　（略）

2　給与法第十九条の三第三項第二号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

三　次号に掲げる職員以外の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ　三級及び四級　六千円

ロ　二級　五千円

四　定年前再任用短時間勤務職員である専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額

イ　三級及び四級　五千五百円

ロ　二級　四千五百円

五　特定任期付職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付職員法第七条第一項の俸給表の号俸又は同条第三項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び七号俸並びに任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額　六千円

ロ　五号俸　五千円

ハ　二号俸から四号俸まで　四千三百円

ニ　一号俸　三千五百円

六　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は同条第四項の規定による俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額　六千円

ロ　四号俸及び五号俸　五千円

ハ　二号俸及び三号俸　四千三百円

ニ　一号俸　三千五百円

第四条　次に掲げる場合には、給与法第十九条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一　給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二　給与法第十九条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

六　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員　次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員法第六条第一項の俸給表の号俸又は俸給月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ　六号俸及び任期付研究員法第六条第四項（育児休業法第十八条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による俸給月額　一万二千円

ロ～ニ　（略）

第三条　給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）　（新設）

（新設）

（新設）

2　給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。　（新設）

（新設）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（勤務実績簿等）

第五条　各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（雑則）

第六条　（略）

附　則

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

2　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項第一号及び第三号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改　正　後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―九三（管理職員特別勤務手当）	第五条の管理職員特別勤務実績簿	管理職員特別勤務実績簿	六年	廃棄
	第五条の管理職員特別勤務手当整理簿	管理職員特別勤務手当整理簿		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

改　正　前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―九三（管理職員特別勤務手当）	第四条の管理職員特別勤務実績簿	管理職員特別勤務実績簿	六年	廃棄
	第四条の管理職員特別勤務手当整理簿	管理職員特別勤務手当整理簿		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

（勤務実績簿等）

第四条　各庁の長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（雑則）

第五条　（略）

附　則

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

2　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、第二条第二項第一号及び第三号並びに第三条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

（人事院規則一―七九の一部改正）

第三条　人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正後の人事院規則九―九三における暫定再任用職員に関する経過措置） **第十五条**　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十九条の規定による改正後の規則九―九三第三条の規定を適用する。	**附　則** （改正後の人事院規則九―九三における暫定再任用職員に関する経過措置） **第十五条**　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十九条の規定による改正後の規則九―九三第二条第二項及び第三条第一項の規定を適用する。

人事院は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）に基づき、人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二三―〇―一

人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特定任期付職員の号俸の決定） **第六条**　任期付職員法第七条第一項に規定する特定任期付職員の同項の俸給表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。 一～七　（略） （削る） （削る）	（特定任期付職員の号俸の決定） **第六条**　特定任期付職員（任期付職員法第七条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の俸給表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。 一～七　（略） （特定任期付職員業績手当） **第七条**　任期付職員法第七条第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員の俸給月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。 **第八条**　特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）第十四条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。 （任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例） **第九条**　（略） （雑則） **第十条**　（略）
（任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例） **第七条**　（略） （雑則） **第八条**　（略）	

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。